第２期

光 市 地 域 福 祉 計 画
光市地域福祉活動計画

（平成２４年～平成２８年）

共に支えあう
やさしさあふれる福祉のまちづくり
～無縁社会から有縁社会へ～

平 成 ２ ４ 年 ３ 月

光　　市
光市社会福祉協議会

はじめに

今日の地域社会は、少子高齢化、核家族化の進行、さらには共働きの増加などにより、地域の連帯意識の希薄化が顕著となり、これによる地域力の低下が子育てや高齢者支援など地域福祉の推進に大きな影響を及ぼしています。

一方、高齢化が全国推計より５年から１０年早く進む本市においても、多くの方が将来への不安を抱えておられ、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、地域福祉活動への期待がますます高まっております。

こうした状況の中で、本市の地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会と、お互いに連携しながら、絆のある地域社会づくりを進めていくため、この度、従来本市が策定していた地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定することといたしました。

本計画では、本市独自の「おっぱい都市宣言」や「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえるとともに、行政サービスによる「公助」には、一定の限界が指摘される中、地域や住民が自らの努力で課題を解決する「自助」をはじめ、「互助」や「共助」といった機能を活かし、さらに、「対話」を通じて、やさしさあふれる「有縁社会」を築いていくことを基本的な視点としております。

今後は、本計画に基づき、地域住民の皆様や関係諸団体との連携・協働により、地域福祉活動の積極的な推進に努め、市民生活のあらゆる分野で、市民一人ひとりが『幸せ』や『満足』を実感していただくために、「スピード」と「効率性」をもって、“共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり”を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会の皆さんをはじめ、市民アンケート等にご協力いただいた市民の方々並びに関係各位に、心よりお礼申し上げます。

平成２４年（２０１２年）３月

光市長　市　川　　熙

昨年３月11日に発生し、約２万人に迫る死者行方不明者を出した東日本大震災から早くも１年が経過しました。この未曾有の大震災が、地域における人と人との絆の大切さを私たちに再認識させてくれることになりました。

そして、更に、地域が抱える課題は何か、支えあいの仕組みをどう構築していくのかという問いを私たちに突き付け、防災、介護、医療、福祉、教育など地域の重要課題に真剣に取り組むチャンスを与えてくれたようにも思います。

少子高齢化が加速するなかで、市民一人ひとりが身近な福祉課題に関心を寄せることの大切さを実感します。個人を尊重するあまり、他人への関心と理解を放棄した現代社会は、人々の心を蝕み、共に生きる喜びを奪ってしまっているように思われます。

こうした時、私は、かつて日常生活の中で自然に使われていた「お互い様」という言葉を想起します。「困ったときはお互い様ですよ」と、隣近所で声を掛け合い、助けられたり助けたりの温かい人間関係やご近所づきあいの良さを取り戻すことが必要ではないでしょうか。

さて、本計画の策定にあたり行ったアンケートからは、光市社会福祉協議会の活動をよくご存知ない方が多いということを知ることができました。このため、光市社会福祉協議会は、市内８地区に設置された各地区社会福祉協議会としっかりスクラムを組むことは勿論、民生委員児童委員協議会や自治会・福祉関係団体・ボランティア連絡協議会等とも連携し、地域の皆様に寄り添う身近な組織として、地域の主体的な活動を支援してまいります。そして、小地域での、人と人との絆に根差した新たな助け合いの仕組みをつくり、「誰もが住み慣れた地域で、不安のない、幸福感のもてる生活」の実現を目指したいと考えています。

このような私の想いを、『共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり～無縁社会から有縁社会へ～』を基本理念とする第２期地域福祉活動計画の中に具現化していただきました。

本計画は、第１期計画を継承するとともに、行政との一体化を図った計画として、平成24年度からの５年間での目標達成に向けて、様々な事業と施策を展開していきます。また、光市の福祉理念のもとで、市民の皆様と連携・協働し、それぞれの役割を担っていただくこととしております。

本計画の遂行にあたり、行政のパートナーとの認識のもとに、本計画に基づくより質の高いサービスを提供し、一層の地域福祉の向上と推進に取り組んでまいります。

平成２４年（２０１２年）３月

社会福祉法人　光市社会福祉協議会
会長　　西川　公博

光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会の会長として、すべての市民が自分の住んでいる地域で安心して生活できることを目指し、市民相互の支え合いのシステム化や福祉サービスの総合化を目的に、昨年８月から４回の懇話会を開催して本計画をまとめました。

懇話会の委員は 19 人で、地域福祉活動関係者、地区･公民館関係者、ボランティア関係者、学識経験者、行政関係者で構成されており、今後も計画の進行管理について、確認・評価の業務を担うことになっております。

懇話会におきましては、初回に、各委員からそれぞれの立場で自由に意見を述べていただき、事務局にそれらを整理してもらい、続いての３回は、初回の各委員の意見や市民アンケート結果等を反映させてまとめられた計画案について、できるだけ広範囲に様々な角度から、各委員の積極的な意見をいただきました。

このたび策定した第２期計画の特徴は、これまで、市と市社会福祉協議会が別々に策定していた計画を、目指すところは同じ地域福祉の推進であり、補完・補強しあう関係が望まれることから、それぞれの第１期計画を踏襲しつつ、一体的な策定により１本化したことにあります。

本計画の基本理念は、『共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり～無縁社会から有縁社会へ～』とし、計画体系としては、３つの基本目標、９つの活動目標、24 の実施目標を掲げ、地域福祉を総合的に推進していくことにしております。

計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの５カ年としました。

実施目標ごとに、住民・地域、市社会福祉協議会、市のそれぞれの役割としての活動内容を提示しております。

今日社会の福祉課題は、地域での連帯感の希薄化などが進み、制度の谷間にあって対応できない問題も生じるなど、従来の制度だけでは対応できない課題も多く生じてきており、地域住民の主体的な参加なくして地域福祉の推進は実現できるものではありません。

こうした意味で、行政･社会福祉協議会を中心に、福祉関係団体、ボランティア、各地域組織、そして市民一人ひとりがお互いに連携し、協働して、それぞれの役割を果たしつつ、本計画の目標を一つひとつ達成していくことが肝要です。

私ども、市民懇話会委員一同、一日も早く『共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり』が実現できるよう切に願っております。

平成２４年（２０１２年）３月

光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会

会長　増本　佳治

目　　次

第１章　計画の策定にあたって
第１　計画策定の趣旨 …… １
第２　計画の位置付け …… ２
第３　計画の視点 …… ４
第４　計画の期間 …… ５
第５　計画の策定体制 …… ６

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題
第１　人口等の推移 …… ７
第２　地域福祉を支える人材等の状況 …… １３
第３　地域福祉における課題 …… １４

第３章　計画の基本的な考え方
第１　基本理念 …… １９
第２　基本目標 …… ２０
第３　活動目標及び実施目標 …… ２１
計画の体系図 …… ２３

第４章　地域福祉推進のための具体的な取組
重点プログラム …… ２５
基本目標Ⅰ　対話による人づくり …… ２９
基本目標Ⅱ　調和のとれた仕組みづくり …… ３６
基本目標Ⅲ　人の輪が広がる地域づくり …… ４４

第５章　計画の推進と役割
第１　計画の推進 …… ５３
第２　それぞれの役割 …… ５５

資　料
光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱 …… ５７
光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会設置要綱 …… ６０
光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会委員名簿 …… ６２
計画の策定経過 …… ６３
市民アンケート調査結果 …… ６４

第１章

計画の策定にあたって

～ジュニア福祉員活動～

第１　計画策定の趣旨

昔の地域には、「向こう三軒両隣」という言葉に代表される、お互いに助け合ってきた良き習慣がありました。少子高齢化や核家族化が急速に進む中で、地域意識の希薄化など、地域で支えあう力が弱まりつつあります。

高齢者については、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者が増加しており、家族で高齢者を守っていくことができなくなっています。また、高齢者を狙った悪質な商法や孤立死などが増えています。障害者については、障害者数の増加と障害の重度・重複化といった傾向があり、地域での障害者とのふれあいはまだまだ少ない状況です。児童については、子どもを巻き込んだ事件や児童虐待が増加し、地域で子どもを育てるといったことが少なくなっています。

一方、平成２３年３月１１日に起きた東日本大震災は、我々に自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけるとともに、地域の絆や災害への備え、要援護者の避難など改めて課題をつきつけました。

このような社会環境の中、住み慣れた地域で誰もが安心して幸せに暮らしていくためには、住民や地域、関係機関、市及び市社会福祉協議会がそれぞれ役割を考え、お互いに連携しながら地域福祉に取り組んでいくことが必要です。

市及び市社会福祉協議会は、 絆のある地域社会づくりを進めていくため、 本計画を平成２４年３月で終了する「第１期地域福祉計画」「第１期地域福祉活動計画」に続く第２期の計画として、市及び市社会福祉協議会、地域社会の主役である住民や地域が取り組むための指針として策定するものです。

第２　計画の位置付け

１　地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画で、本市の地域福祉を推進するための基本計画となります。

２　地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域の福祉課題への対応について、市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や福祉関係団体等による主体的な取組みを定め、地域が一体となって福祉活動をすすめていく民間の活動・行動計画です。

３　「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定

第１期（平成１９年度～２３年度）では別々に策定しましたが、市の策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」は、目指すところは同じ地域福祉の推進であり、互いに補完・補強しあう関係が望まれることから、一体となって計画を策定することとしました。

それぞれの役割分担は、「地域福祉計画」においては基本的な取組みの方向性を、「地域福祉活動計画」においては、住民・地域・関係機関、市社会福祉協議会、市のそれぞれの役割を示しています。

（参考）社会福祉法第１０７条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

（１）　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（２）　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（３）　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

４　他計画との関係

本計画は、「光市総合計画」を踏まえつつ、保健福祉分野における各個別計画との整合性を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、光市が行っている都市宣言の精神を活かした計画としています。

○計画の位置付け（イメージ図）

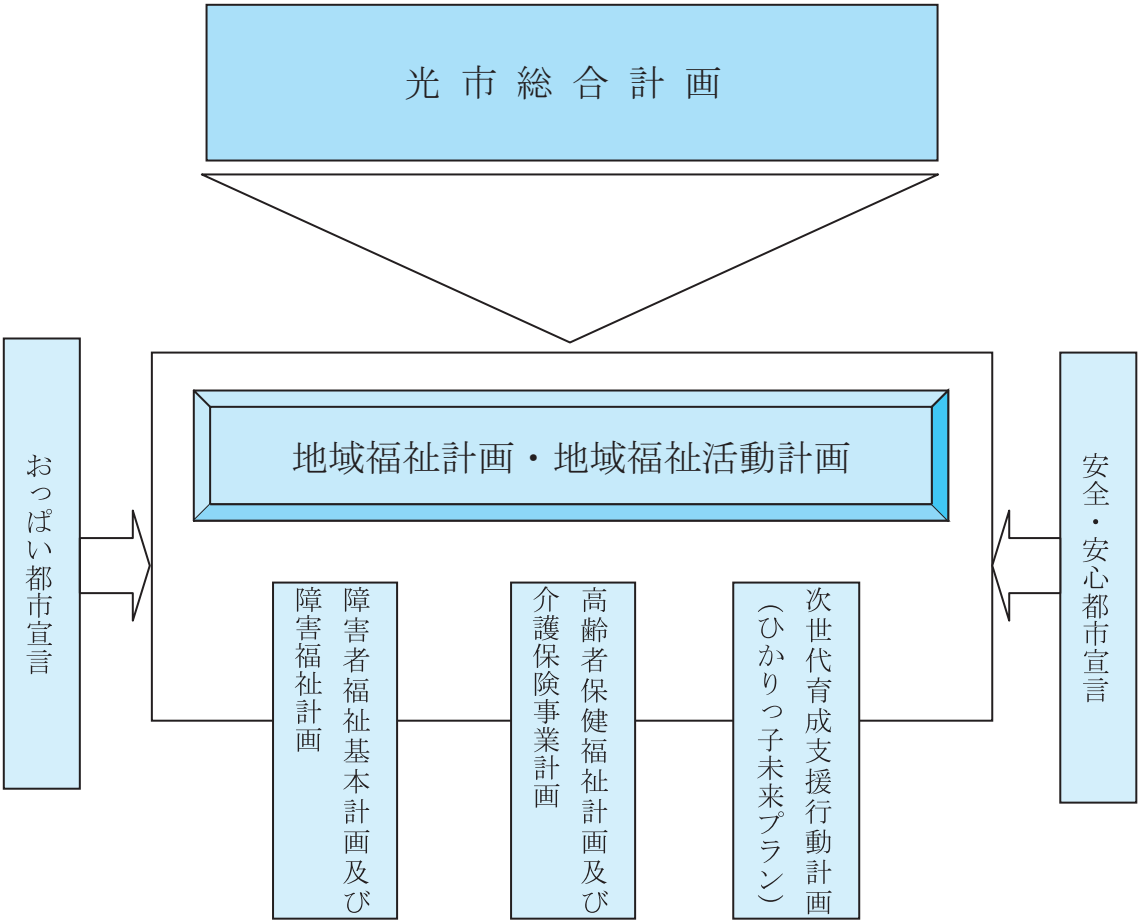

第３　計画の視点

第２期の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市の特徴を踏まえ、次の視点をもって策定します。

１　おっぱい都市宣言、安全・安心都市宣言

平成２０年３月に策定した、「おっぱい都市基本構想」では、子どもが育ちやすい、子どもを育てやすい社会とは、愛情豊かな絆やふれあいにあふれたまちとしています。おっぱいという胸の温もりで、家族で、地域で、子どもを抱きしめて育てようという「おっぱい都市宣言」の精神を活かし、「地域の絆」、「向こう三軒両隣」の復活といった視点で地域福祉を推進します。

また、「安全・安心都市宣言」に掲げる日常生活を脅かす災害、事故及び犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して生活することができるといった視点で地域福祉を推進します。

２　自助・互助・共助・公助

社会経済情勢の変化に伴い、以前は家族や地域が担っていた機能を行政サービスとして提供するケースが増えるなど「公助」の範囲が拡大しています。このため、自らの努力で課題を解決する「自助」をはじめ、家族や友人など身近な人が関わる「互助」、地域や市民レベルの支えあいによる「共助」といった視点で地域福祉を推進します。

３　三つの「わ」（対話・調和・人の輪）

多くの「対話」から生まれる信頼がまちに「調和」を導き、調和のとれたまちには、大きく、温かい「人の輪」が生まれます。このような考えのもと「対話」を通じて市民、社会福祉協議会、行政が連携し、無縁社会からやさしさあふれる有縁社会へといった視点で地域福祉を推進します。

第４　計画の期間

本計画の期間は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間とします。

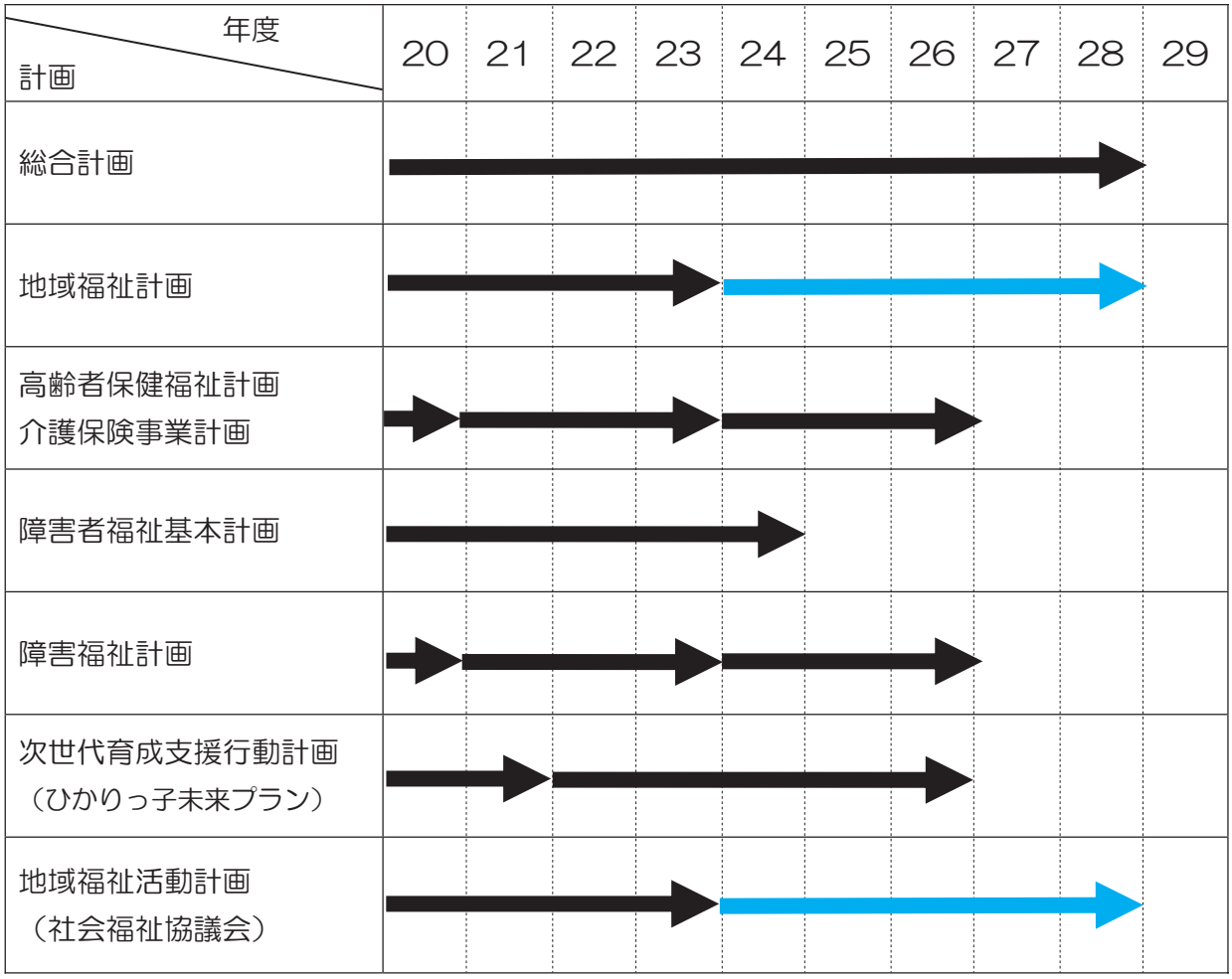

第５　計画の策定体制

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市と地域福祉の推進の柱となる市社会福祉協議会との連携はもちろん、地域または防災といった観点もあることから市地域づくり推進課並びに市総務課とも連携して策定しました。

１　策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定等市民懇話会」を設置しました。

策定市民懇話会は、学識経験者、地区・公民館関係者、社会福祉関係団体、福祉関係事業者、ボランティア関係者、行政関係者の１９人で構成しています。

策定市民懇話会は、全体で４回開催しました。第１回では、計画策定の趣旨及び概要説明、策定スケジュールなどを協議し、また、懇話会委員から寄せられた地域福祉についての課題や問題点について、カードを使って整理し、意見交換をしました。第２回では、市民アンケート結果を報告し、第１回市民懇話会で挙がった地域福祉についての課題や問題点に対する意見を集約しました。また、施策の体系について協議を行いました。第３回では、計画の素案、基本理念の協議、施策についての協議を行いました。第４回の懇話会では、最終的な計画案や推進について、協議検討を行いました。

２　市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケートを実施しました。（アンケートの結果についてはP６４～P７２に掲載）

調査対象　：　市内に在住の１８歳以上の光市民1,０００人
抽出方法　：　無作為抽出法（年齢、性別、地区のバランスを考慮）
調査方法　：　郵送によるアンケートの配布・回収
回 答 者　：　402 人
回 答 率　：　40.2%

３　パブリックコメント

※平成２４年１月１２ 日（木）から平成２４年２月１０日（金）までの１か月間、パブリックコメントを実施し、１人(１件)のご意見をいただきました。

第２章

地域福祉を取り巻く
現状と課題

～街頭募金活動～

第１　人口等の推移

１　人口の状況

国勢調査での本市の総人口は、昭和 60 年をピークに年々減少しており、平成 22 年には 53,004 人となっています。

平成 22 年の人口を年齢別にみると、年少人口（15 歳未満）の割合が約 13.6%で、老年人口（65 歳以上）の割合は、約 28.5%となっており、老年人口が年少人口の約 2 倍になっています。

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	58, 228 人	56, 410 人	55, 408 人	54, 680 人	53, 971 人	53, 004 人
年少人口（15 歳未満）	13, 166 人（22. 6%）	10, 011 人（17. 7%）	8, 477 人（15. 3%）	7, 854 人（14. 3%）	7, 717 人（14. 3%）	7, 188 人（13. 6%）
生産年齢人口（15～64 歳）	38, 074 人（65. 4%）	38, 287 人（67. 9%）	37, 495 人（67. 7%）	35, 962 人（65. 8%）	33, 838 人（62. 7%）	30, 682 人（57. 9%）
老年人口（65 歳以上）	6, 988 人（12. 0%）	8, 106 人（14. 4%）	9, 436 人（17. 0%）	10, 864 人（19. 9%）	12, 416 人（23. 0%）	15, 080 人（28. 5%）

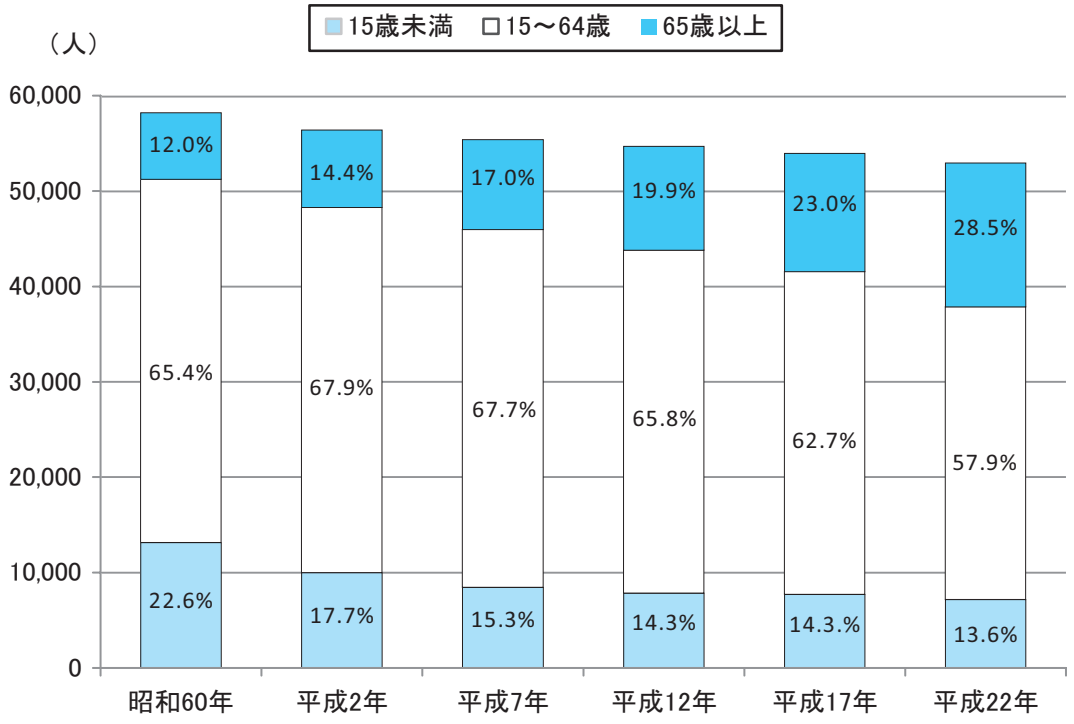

資料：昭和 60 年～平成 22 年の国勢調査

※国勢調査の総人口は年齢不詳を含むため、各区分の合計と必ずしも一致しません。

平成 22 年国勢調査年齢別男女別人口構成

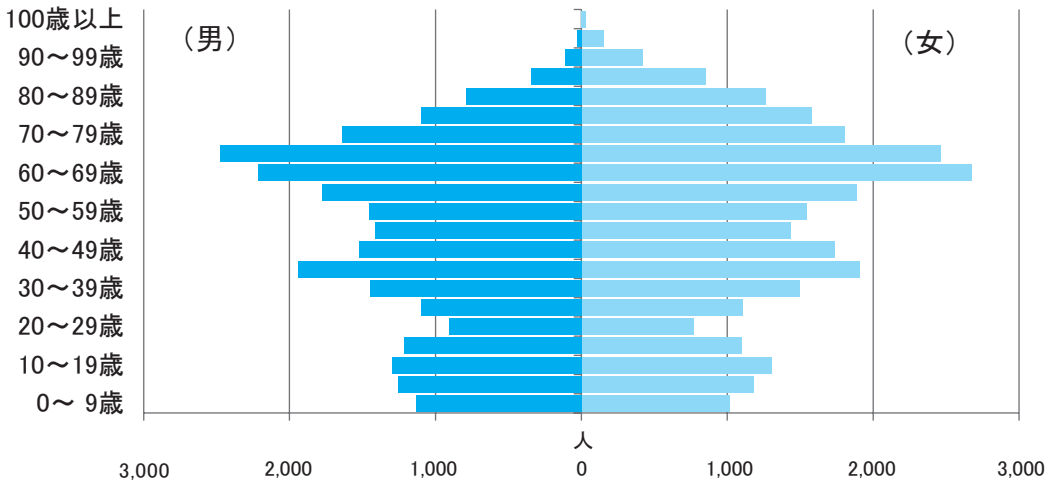

資料：平成 22 年国勢調査

２　世帯の状況

総人口が減少する中で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯あたりの人員は年々減少しており、核家族化の進行や、ひとり暮らし世帯が増加していると思われます。

世帯数と世帯人員の推移

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
世帯数	17, 666 世帯	18, 154 世帯	19, 130 世帯	19, 992 世帯	20, 519 世帯	20, 913 世帯
世帯人員数	3. 30 人	3. 11 人	2. 90 人	2. 74 人	2. 63 人	2. 53 人

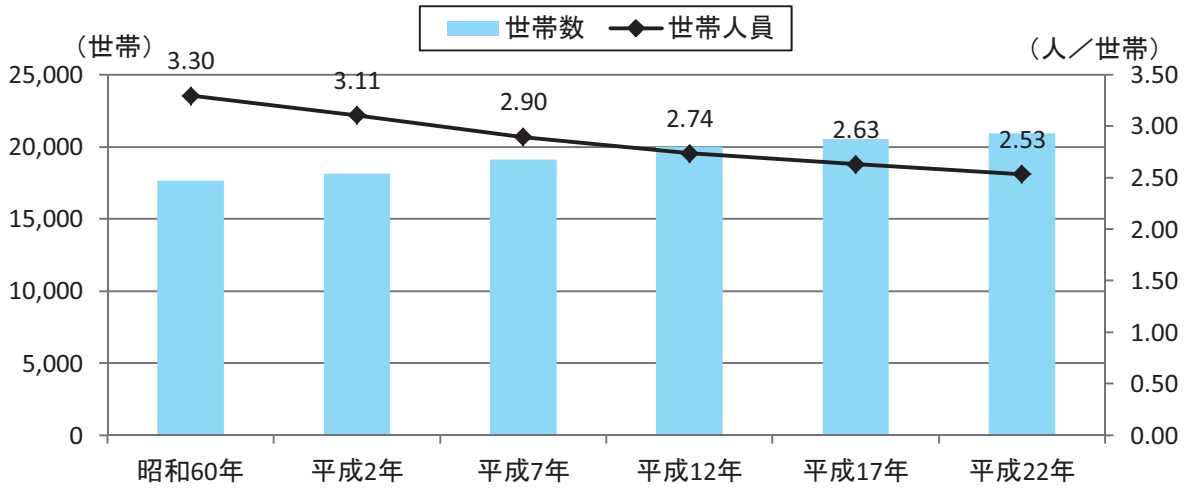

資料：昭和 60 年～平成 22 年の国勢調査

※世帯人員＝総人口÷総世帯数

３　高齢化率の推移

本市の高齢者人口（65 歳以上）は、年々増加の一途を辿っており、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も高くなっています。本市では平成 17 年に 23%を超え、平成 22 年には 28.5%と高い水準にあり、今後も増加すると予想されます。

参考までに、平成 22 年国勢調査の高齢化率は、全国的には 23.0%、山口県は 28.0%で全国第４位という高い高齢化率となっており、本市は山口県平均よりも高い水準となっています。

高齢者人口の推移

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
高齢者人口	6, 988 人	8, 106 人	9, 436 人	10, 864 人	12, 416 人	15, 080 人
高齢化率	12. 0%	14. 4%	17. 0%	19. 9%	23. 0%	28. 5%

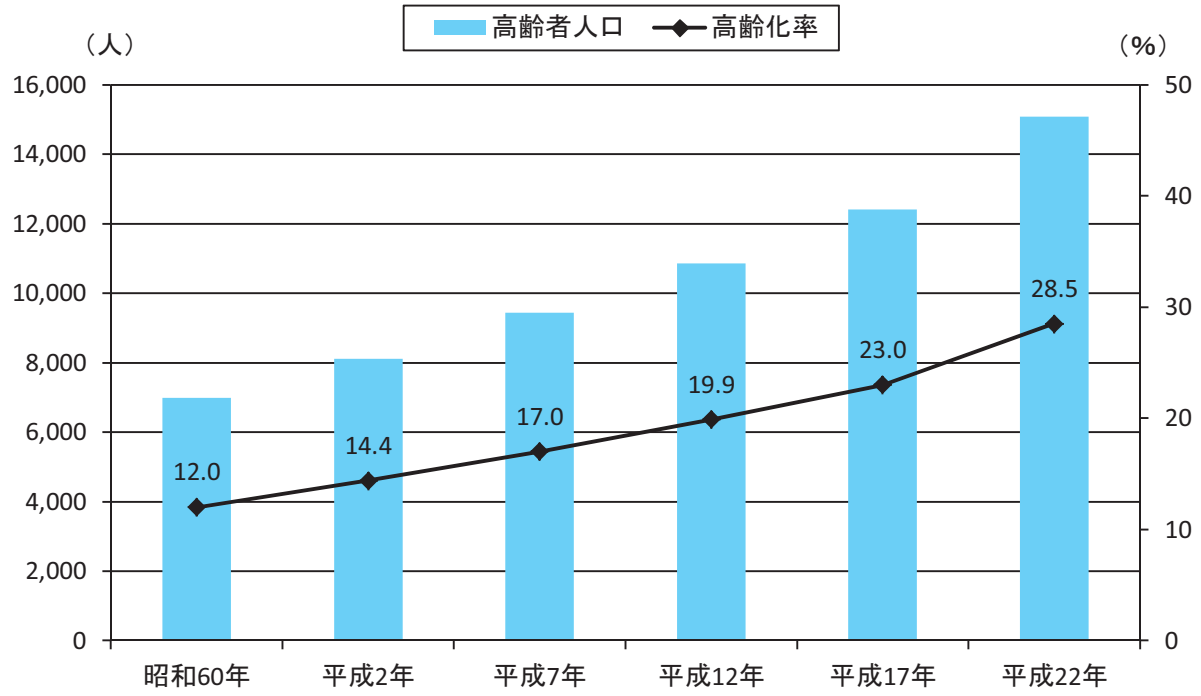

資料：昭和 60 年～平成 22 年の国勢調査

４　児童の状況

平成 22 年の本市の出生数は、388 人となり、出生率は、昭和 60 年と比較して 2.1 ポイント減少しています。

出生数の推移

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
出生数	550 人	458 人	468 人	412 人	442 人	388 人
出生率	9. 4	8. 1	8. 4	7. 5	8. 2	7. 3

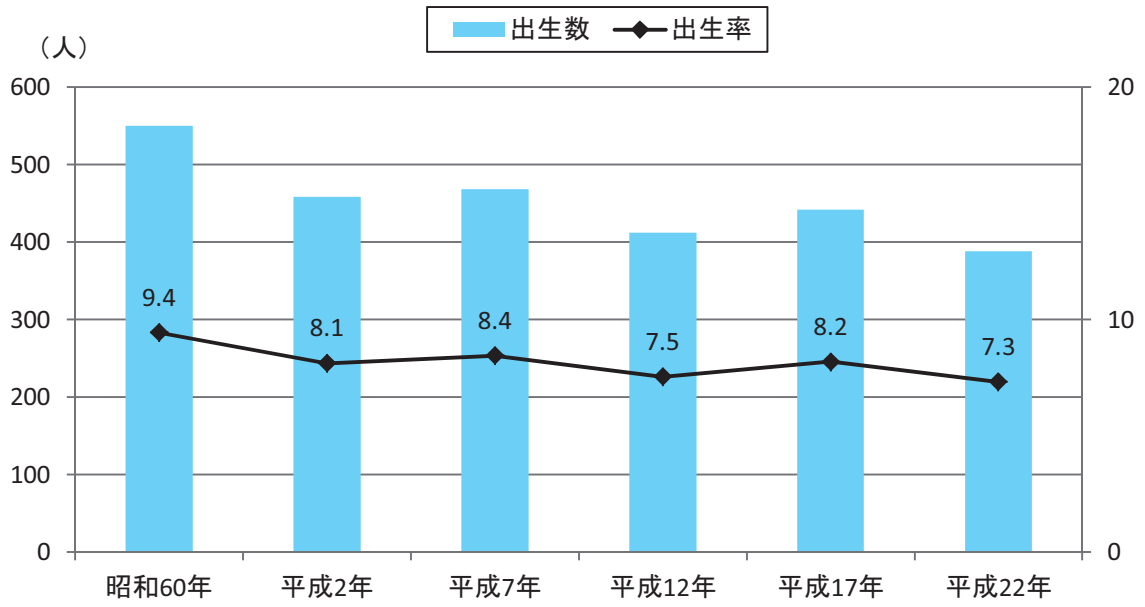

資料：昭和 60 年～平成 22 年の山口県保健統計年報

※出生率（1, 000 人あたり）＝出生数／総人口×1, 000

また、１ 人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数といわれる合計特殊出生率は、全国的に低下していましたが、平成 22 年では若干上昇しており増加傾向にあります。しかし、現在の人口を維持するために必要と言われる水準（2.08）を下回っており、全国的に少子化が進行しています。

合計特殊出生率

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
山口県	1. 82	1. 56	1. 50	1. 47	1. 38	1. 50
全　国	1. 76	1. 54	1. 42	1. 36	1. 26	1. 39

資料：人口動態調査

※合計特殊出生率：全国…母の年齢 15～49 歳の各歳における出生率の合計

山口県…年齢 5 歳階級（15～49 歳）における出生率の 5 倍の合計

５　障害者(児)の状況

（１）身体障害者手帳の状況

障害部位別にみると、肢体不自由が 52.3%と過半数を占め、次いで内部障害が 30.9%となっており、あわせて８割強を占めています。

種類	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合　計
所持者	128 人	149 人	35 人	977 人	577 人	1,866 人
構成比	6.9%	8.0%	1.9%	52.3%	30.9%	100.0%

資料：障害福祉係資料（平成 23 年 4 月 1 日現在）

障害の等級別では、１級から３級までの重度の障害者の割合が高く、64.1%を占めています。

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合　計
所持者	543 人	277 人	377 人	442 人	116 人	111 人	1,866 人
構成比	29.1%	14.8%	20.2%	23.7%	6.2%	6.0%	100.0%

資料：障害福祉係資料（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（２）療育手帳の所持者の状況

障害程度別では、障害の程度の重い療育手帳Ａの所持者が全体の 54.8%と過半数を占めています。

程度	A（重度）	B（中・軽度）	合　計
所持者	193 人	159 人	352 人
構成比	54.8%	45.2%	100.0%

資料：障害福祉係資料（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（３）精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況

障害程度別では、２級（中度）手帳所持者が過半数を占めています。

等級	1 級	2 級	3 級	合　計
所持者	70 人	112 人	36 人	218 人
構成比	32.1%	51.4%	16.5%	100.0%

資料：障害福祉係資料（平成 23 年 4 月 1 日現在）

６　高齢者の状況

平成 12 年に介護保険制度を開始して以降、要介護の認定者数は年々増加していましたが、平成 18 年からは、ほぼ横ばいの状況になりました。しかし、1、2 年前から全体的に増加傾向にあり、特に介護度の軽度及び重度層が増加しています。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1	470 人	342 人	294 人	293 人	293 人	288 人
要支援 2		222 人	256 人	242 人	227 人	241 人
要介護 1	594 人	390 人	396 人	393 人	430 人	507 人
要介護 2	287 人	302 人	330 人	361 人	336 人	315 人
要介護 3	257 人	293 人	308 人	291 人	302 人	297 人
要介護 4	185 人	181 人	203 人	240 人	251 人	256 人
要介護 5	199 人	212 人	211 人	182 人	216 人	238 人
合　計	1, 992 人	1, 942 人	1, 998 人	2, 002 人	2, 055 人	2, 142 人

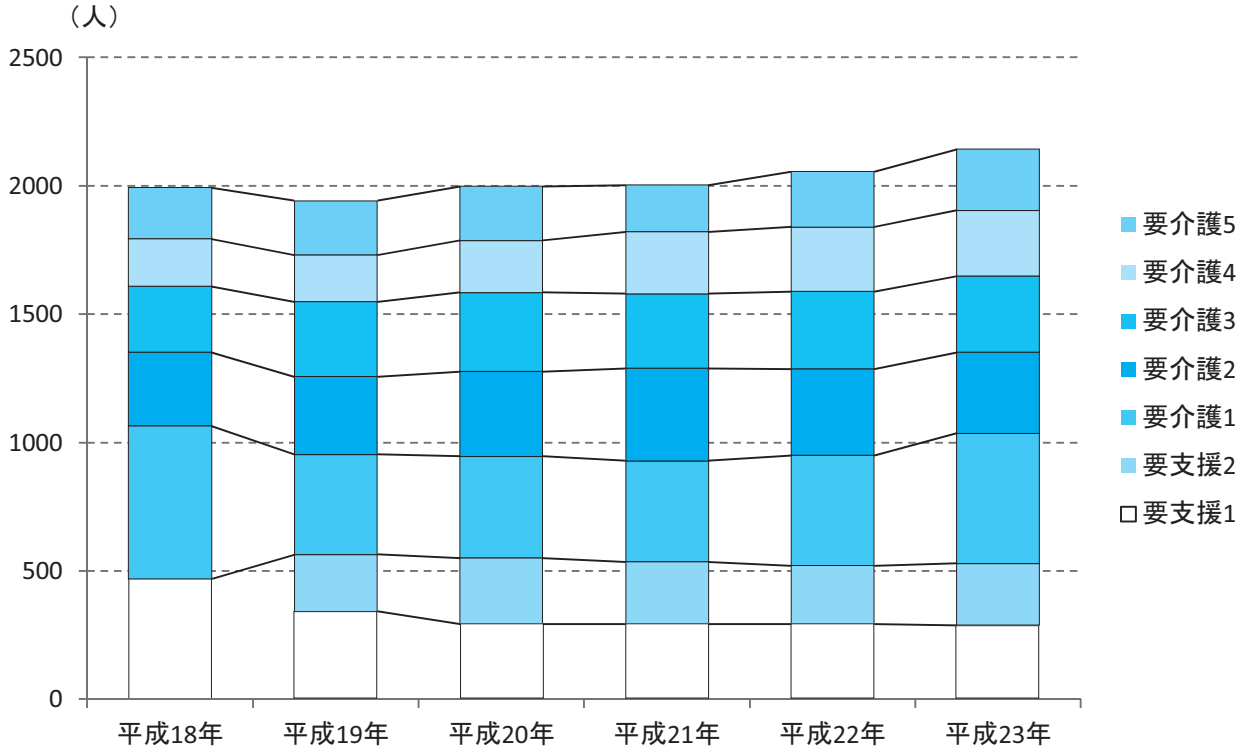

資料：高齢者支援課資料（各年 3 月 31 日現在）

※平成 18 年の制度の一部改正に伴い認定区分に変更があったため、平成 18 年は要支援 1 と要支援 2 の区分を合算したものになっています。また、区分によっては大きく増減しているものがあります。

第２　地域福祉を支える人材等の状況

（平成２４年３月３１日現在）

地域では、関係組織等をはじめ多くの方々が、それぞれの立場で地域福祉の活動に参加・協力しており地域福祉の支えとなっています。

１　人材・団体の状況

⑴ 民生委員児童委員

［地区担当委員：１１０人(1 人あたり約 170 世帯を担当)、主任児童委員：１２人］

厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の福祉に関する相談援助活動など、社会奉仕の精神をもってさまざまな取組みを行っています。また、児童福祉を専門とした主任児童委員が設置されています。

⑵ 福祉員［３５６人］

自治会を単位として、１～２人の福祉員が市（地区）社会福祉協議会から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者の訪問活動（敬愛訪問活動）をはじめとした小地域での福祉活動や、地区社会福祉協議会の諸事業の支援を行っています。

⑶ 老人クラブ　［６７単位クラブ、友愛訪問活動員１４０人］

地域の高齢者が自主的に組織し、お互いの交流を深めるためにボランティアや各種学習会、スポーツなどの活動を行うと同時に、友愛訪問活動として、訪問員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動を行うなど、地域のために生涯現役で活動しています。

⑷ ジュニア福祉員［７１２人］

市内の小学校高学年児童が地区社会福祉協議会から委嘱を受け、地域に暮らすすべての方々が明るく元気に暮らすための活動として、高齢者等の訪問活動やあいさつ運動、地区の行事等に参加しています。

２　住民が主体となった地域福祉活動の状況

⑴　見守りネットワーク［対象：２１３世帯］

民生委員児童委員が中心となり、地域で暮らす要援護の世帯を対象とした見守り活動を、地域の関係者・組織と協働ですすめています。

⑵　ふれあい・いきいきサロン［５６箇所］

身近な地域のなかに、「楽しく」「気軽に」「無理なく」すごせる場所をつくることで「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動として、自治会組織や民生委員児童委員が中心となって自主的に運営されています。

３　ボランティアセンターの状況［団体登録：３８団体、個人登録：１２９人］

団体や個人がボランティア登録し、高齢者や障害者への支援をはじめ、施設や行事など地域でさまざまな活動を行っています。

第３　地域福祉における課題

１　市民アンケートにより、明確になった地域の実状

○毎日の暮らしの中で、自分や家族の老後、健康に不安を感じている方が多い。
○「悩みや不安を相談する人がいない」などと回答した方が約 1.5 割いる。
○自分が不自由になったとき、日常生活での地域の手助けとして、「安否確認の声かけ」、「外出の手伝い」、「災害時の手助け」を望んでいるが、逆に困っておられる方に必要な手助けとしては、上記以外に「話し相手」、「見守り」が必要と考えている。
○大災害（地震・津波・洪水など）に見舞われたときの対応について、考えている方が約６割にのぼるが、その内「漠然と考えているだけ」の方が３割いる。
○「地域での活動に参加したことがない」方が約３割いるが、その主な理由は、「余裕がない」「人間関係の煩わしさ」「興味がない」などである。
○地域社会の役割として、「災害時や緊急時の助け合い」、「防犯や安全・安心への活動」、「高齢者や障害者の生活における協力」を多くの人が期待している。
○地域福祉の推進を図るための諸活動を行っている社会福祉協議会を「知らない」方が約３割いる。
○地区社会福祉協議会の「場所も活動内容も知らない」方が約４割いる。
○自治会に福祉部（福祉活動を推進する組織）が「ある」が３割強あるが、「ない」、「わからない」が約６割。しかし、「組織として必要だと思っている」方が約７割いる。
○ボランティア活動に参加した経験がない方が約６割いる。
○ボランティア経験のない方の参加してみたいボランティアは「災害時の支援」、「高齢者の支援」である。
○地域福祉を推進するための住民自身の役割として重要なことは、「隣近所との密接な関係を持つ」、「多様な価値観の中でお互いを尊重しあう」、「地域内でのボランティア活動に積極的に参加する」などの回答が多かった。
○地域福祉を推進するために重要となる行政の役割としては、「困っている人と助けることのできる人を取り持つ仕組みづくりや情報の提供をする」、「福祉活動の意義・重要性をもっと知らせる」、「福祉活動への相談」、「支援のしくみを充実していく」などの回答が多い。
○社会福祉協議会や福祉施設の役割としては、「気軽にサービスが利用できるように努める」、「活動内容を積極的にアピールする」、「利用しやすい施設などの充実を図る」といった回答が多かった。

２　市民懇話会で把握した地域の実状

◎人材育成

〇地区社会福祉協議会役員や地域福祉員の養成（人材確保）
〇地域やボランティアのリーダーの養成
〇地域福祉の推進に従事するもの同士の連携強化
〇福祉員制度の充実（任期１年の延長等）
〇小学生のジュニア福祉員制度を中学校も導入検討
〇保健・医療・福祉の諸課題を共有できる研修

◎交流の場

〇障害者と各地域とのつながり（交流）の推進
〇ふれあい・いきいきサロンの見直し（活性化・場所・支援）
〇高齢者や障害者のふれあいの場の提供

◎支援

〇高齢者等の弱者援助（ゴミ出し・買い物等）
〇高齢者増加に対する仕組みづくりの構築
〇介護サービスの充実
〇健康的な生活習慣の確立
〇認知症等の啓発活動の推進（認知症サポーター養成講座や徘徊高齢者 SOS ネットワークの構築等）

◎地域

〇子育てしやすいまちづくり（子育てサロンの各地域での充実）
〇向こう三軒両隣の付き合い・助け合いの復活
〇卒業後も心の交流を（あいさつ等）
〇地域のつながりの回復
〇社会参加の仕組みづくり
〇あいさつ運動の推進（近所・子ども）
〇生涯現役社会の実現

◎災害

〇災害時要援護者への防災について市と地区との連携を
〇災害時の避難場所等情報の共有
〇自主防災組織立ち上げ・充実

３　地域福祉を取り巻く主な課題（まとめ）

市民アンケートや市民懇話会での情報により、地域福祉が進んでいくための様々な課題が浮き彫りになってきました。今後は、これらの課題解決に向かって、取り組んでいくことが求められます。

１　福祉に対する意識

市民アンケートの中で、多くの人が市社会福祉協議会の存在や地区社会福祉協議会の場所、活動内容を知らないなど、関心や認識が低いことがわかりました。

地域での活動状況をＰＲするなどにより、福祉に対する理解や意識を高めていくことが求められます。

２　福祉の人材

地域福祉活動等を担う地区役員の高齢化に対し、地域の住民に働きかけて、幅広い世代の多くの人に協力・参加をしてもらい、地区社会福祉協議会役員や地域福祉員の養成に力を注ぎ、人材確保をしていくことも必要です。

市民の中には、ボランティア活動の経験のない人が多数いますが、ボランティアを始めたいと思っていても、きっかけがなく、飛び込んでいけないといった声も聞かれます。災害時の支援や高齢者の支援などのボランティアに参加してみたい意見も多く、広くボランティアの啓発活動をすすめていくと同時に、気軽に参加できるボランティアの場をつくっていくことが求められます。

３　交流の場

各地区で高齢者を対象とした、ふれあい・いきいきサロンを自主的に実施していますが、未整備地区での設置など拡充していく必要があります。

また、障害者が各地域とのつながりのできる交流の場が少なく、今後交流の場が提供できるように検討推進していく必要があります。

４　支援

少子高齢化、核家族化などの進行により、ひとり暮らし高齢者の増加などに伴って、福祉ニーズは多種多様化し、毎日の暮らしの中で、老後や健康に不安を感じておられる方が多くおられます。

このような状況の中で高齢者等の生活弱者援助として、日常生活上でお困りの買い物等の援助体制や認知症等の啓発活動の推進が今後の課題となっています。

５　地域

地域のつながりが薄れている現在、一番の手助けとなるのは、やはり近所の絆です。向

こう三軒両隣といった地域のつながりの回復が必要となっています。そのためには、地域全体で「住みやすいまち」、「子育てしやすいまち」、「相談のできる近所づきあい」の実現に向けて取組む必要があります。

６　災害

市民は、災害時の不安を感じていますが、避難場所等の情報すら知らない方が多くいます。反面、災害時や緊急時の助け合いや防犯・安全安心への活動などのボランティア等への関心は高まりつつあります。

今後は、災害時要援護者への防災についての対応や災害ボランティア活動の支援体制を整備していく必要があります。

第３章

計画の基本的な考え方

～ふれあい・いきいきサロン活動～

第１　基本理念

基本理念は、第２期「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進していく根幹となる考え方を示したものです。

本計画では、共に支えあう絆のある地域社会を目指すため、「無縁社会から有縁社会へ」を視点に決定いたしました。

基　本　理　念

共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり

～無縁社会から有縁社会へ～

＜参考＞

第１期地域福祉計画　　「笑顔あふれる健康と福祉のまちづくり」

第１期地域福祉活動計画　　「共に支えあう福祉のまちづくり」

第２　基本目標

本計画の基本理念である「共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり～無縁社会から有縁社会へ～」を実現するため、次の３つの基本目標を定めました。

この基本目標は、市民懇話会及び市民アンケートでの意見を踏まえ設定したものであり、基本目標を実行していくために活動目標及び実施目標を定めています。

基本目標Ⅰ

対話による人づくり

住民が地域で福祉活動に参加しやすい機会や場を確保し、福祉人材の育成、ボランティア活動の推進を図り、地域ぐるみでの福祉教育の推進を支援していきます。

基本目標Ⅱ

調和のとれた仕組みづくり

地域からの相談は多様化・複雑化しており、各機関の連携による相談体制・情報提供体制を整えるとともに、住民相互の助け合いを基本とし、在宅福祉サービスを充実させ、高齢者・障害者・児童への支援を行い、権利擁護等の活動にも取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ

人の輪が広がる地域づくり

地域における日常的な支えあいや要援護者の見守りネットワーク活動・活動拠点機能の拡充など地域で支えあう住民ネットワークづくりを進めるとともに、事業所等との連携・協働や地域福祉ニーズ・課題の把握体制の整備により、地域で安心して暮らすための地域づくりを進めていきます。

第３　活動目標及び実施目標

３つの基本目標を実現するために、施策展開をしていくため基本目標の下に、活動目標及び実施目標を体系化し、より具体的な取組みを示しました。

基本目標Ⅰ　対話による人づくり

＜活動目標１＞　福祉の人材育成
実施目標　（１）福祉活動への住民参加促進
（２）福祉活動従事者の育成・支援

＜活動目標２＞　ボランティア活動の推進
実施目標　（１）ボランティアセンターの運営
（２）ボランティアの養成・活動支援
（３）災害時のボランティア活動支援体制の整備

＜活動目標３＞　福祉教育の推進
実施目標　（１）地域における福祉教育の推進
（２）教育現場での福祉教育の推進

基本目標Ⅱ　調和のとれた仕組みづくり

＜活動目標１＞　相談体制と情報提供体制の整備
実施目標　（１）相談支援体制の充実
（２）情報提供体制の充実

＜活動目標２＞　在宅福祉サービスの充実

実施目標　（１）　高齢者への支援

（２）　障害者への支援

（３）　児童への支援

（４）　住民参加型地域福祉サービスの充実

＜活動目標３＞　権利を擁護する事業の推進

実施目標　（１）　権利擁護事業の推進

（２）　福祉サービスの苦情対応体制の整備

基本目標Ⅲ

人の輪が広がる地域づくり

＜活動目標１＞　地域で支えあう住民ネットワークづくり

実施目標　（１）　要支援者の見守りネットワーク活動推進

（２）　地域福祉活動の拠点機能の充実

（３）　福祉員活動の推進

（４）　住民同士の交流活動の推進

＜活動目標２＞　地域組織（法人・団体等）との連携

実施目標　（１）　地域の団体・組織等との連携

（２）　企業等の社会貢献の促進

（３）　福祉関係機関等との連携

＜活動目標３＞　地域で安心して暮らすための活動支援

実施目標　（１）　地域福祉ニーズ及び課題の把握体制の整備

（２）　防犯･防災体制の整備支援

『地域福祉計画・地域福祉活動計画』体系図

基本理念	共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり ～無縁社会から有縁社会へ～

基本目標	活動目標	実施目標
Ⅰ　**対話**による人づくり	1　福祉の人材育成	(1)福祉活動への住民参加促進
		(2)福祉活動従事者の育成・支援
	2　ボランティア活動の推進	(1)ボランティアセンターの運営
		(2)ボランティアの養成・活動支援
		(3)災害時のボランティア活動支援体制の整備
	3　福祉教育の推進	(1)地域における福祉教育の推進
		(2)教育現場での福祉教育の推進
Ⅱ　**調和**のとれた仕組みづくり	1　相談体制と情報提供体制の整備	(1)相談支援体制の充実
		(2)情報提供体制の充実
	2　在宅福祉サービスの充実	(1)高齢者への支援
		(2)障害者への支援
		(3)児童への支援
		(4)住民参加型地域福祉サービスの充実
	3　権利を擁護する事業の推進	(1)権利擁護事業の推進
		(2)福祉サービスの苦情対応体制の整備
Ⅲ　**人の輪**が広がる地域づくり	1　地域で支えあう住民ネットワークづくり	(1)要支援者の見守りネットワーク活動推進
		(2)地域福祉活動の拠点機能の充実
		(3)福祉員活動の推進
		(4)住民同士の交流活動の推進
	2　地域組織（法人・団体等）との連携	(1)地域の団体・組織等との連携
		(2)企業等の社会貢献の促進
		(3)福祉関係機関等との連携
	3　地域で安心して暮らすための活動支援	(1)地域福祉ニーズ及び課題の把握体制の整備
		(2)防犯・防災体制の整備支援

第４章

地域福祉推進のための
具体的な取組

～給食サービス～

重点プログラム　～活動を推進するにあたって～

本計画における各目標を達成するために、具体的な取組み（施策・事業）を定め、地域の住民、関係機関、市や社会福祉協議会がお互いの役割を理解し、連携して地域の福祉活動を推進していきます。

また、取組みの中から特に力を入れて実施する活動として、『3 つの重点プログラム』を打ち出し、「対話」「調和」「人の輪」による「共に支えあう やさしさあふれる福祉のまちづくり」を推進していきます。

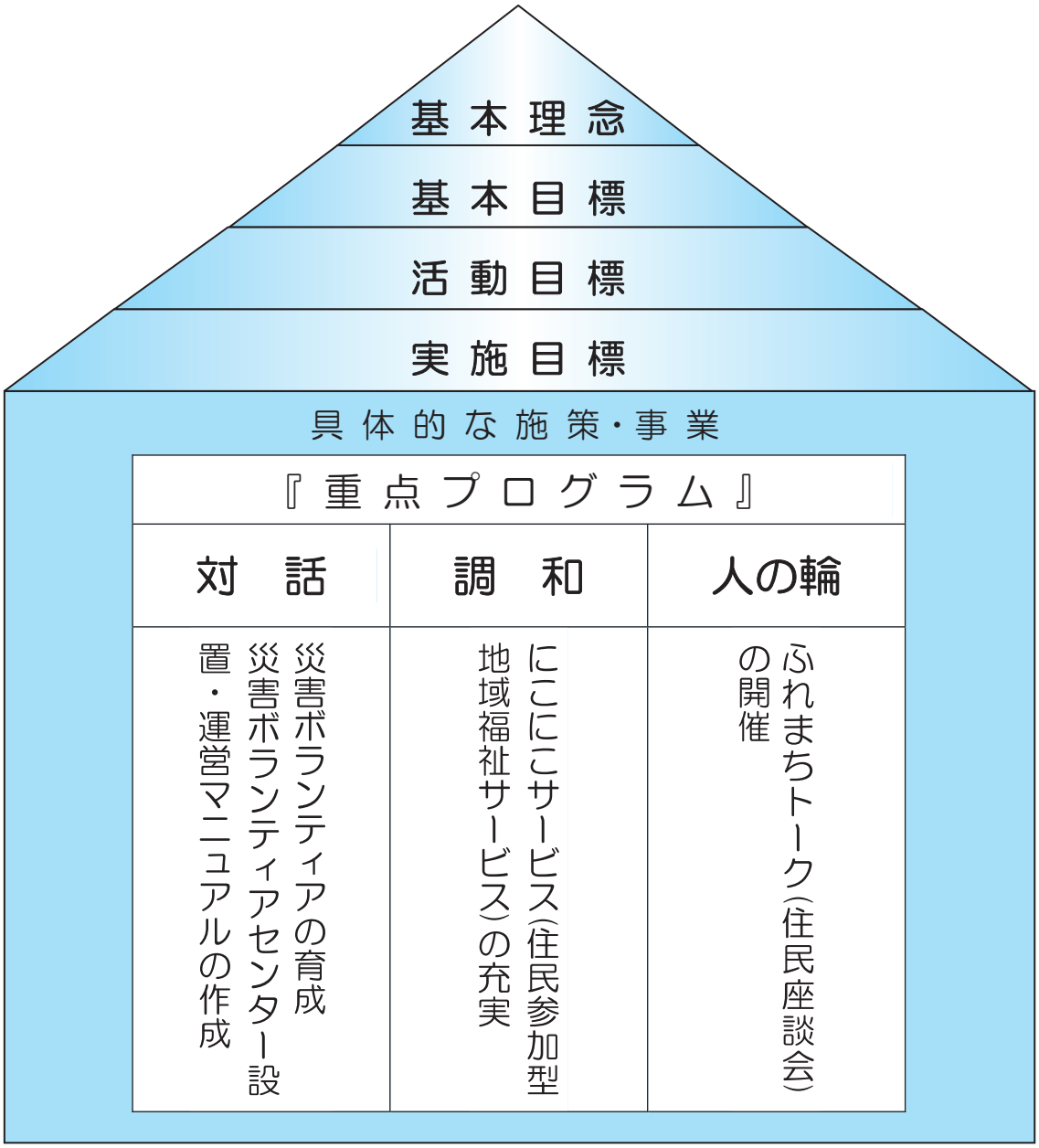

重点プログラム①　基本目標Ⅰ
対話による人づくり

災害ボランティアの育成、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの作成

大規模な災害が発生した際の地元社会福祉協議会の役割の一つに、「災害ボランティアセンター」の設置が求められており、東日本大震災においても現地の災害ボランティアセンターが機能して、復興への支援が進められています。

光市社会福祉協議会は光市と協力して、災害ボランティアの育成を進めていくと同時に、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、このマニュアルを活用しながら、地域の各関係者・団体等と連携し、それぞれの役割の確認・意識の共有化を図り、災害時にスムーズな対応ができるように努めていきます。

また、作成後は、本マニュアルを使用した模擬訓練を実施し、実際に災害が起こった際に迅速・的確に対応できるよう災害に対する知識や意識を高めていきます。

【活動内容】

災害ボランティア	災害ボランティアセンター
○被災家屋の清掃・消毒 ○瓦礫・ゴミの収集と運搬 ○救援物資の整理・配布 ○食事の炊き出し ○被災者の日常生活支援 ○避難所の運営補助 ○センターの運営補助　など	○ボランティアの募集 ○被災者からのニーズ受付（聞き取り） ○ボランティア活動時の危機管理 ○ボランティアの受入と活動場所の調整 ○活動に必要な資材等の調達と管理 ○ボランティアセンター（活動）の広報 ○復興に向けた支援　など

【災害ボランティアセンターのイメージ図】

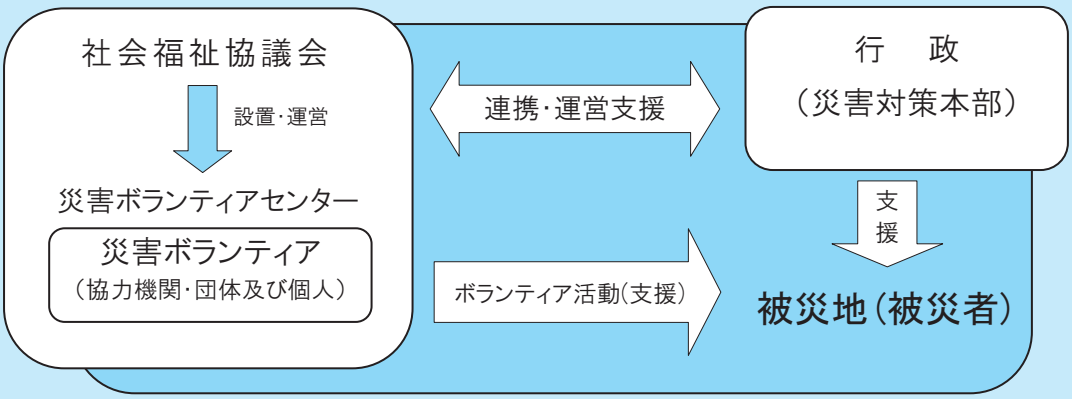

【実施スケジュール等】

施策・事業内容	スケジュール					備　考
	24	25	26	27	28	
①災害ボランティアの育成・登録及び派遣調整	→	→	→	→	→	講座の開催、登録方法の見直し
②災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成	作成 →	→	→	訓練 →	→	平成２６年度に作成、定期的な模擬訓練の実施

基本目標Ⅱ
重点プログラム②　調和のとれた仕組みづくり

にこにこサービス(住民参加型地域福祉サービス)の充実

日常生活に何らかの支援を必要としている世帯に協力会員を派遣し、家事等の支援を行う会員制の有償福祉サービスとして、平成１２年度より事業を実施しています。(実施主体：光市社会福祉協議会)

会員相互の支えあいを基本に、他の制度では対応できない福祉ニーズを補完するサービスとして、安心して暮らせる地域づくりを目的に進めていますが、会員の確保や PR 不足、調整機能の低下といった課題を抱えており、地域のニーズに対しての十分な受け皿が整備されていない状況にあります。

今後、地域の高齢化が進む中で、本サービスが担う役割は益々大きくなるものと思われ、そのためにも、他の福祉ニーズと各種制度との調和を図りながら「利用しやすいサービス」として地域で活用され、支えあいの輪が広がっていくよう、内容を見直すとともに、地域住民をはじめ各種関係団体の理解と協力を得てサービスの充実に努めます。

【事業の概要】

サービスの性格

(1) 制度の谷間にあるニーズに対応し、柔軟にサービスを実施する活動
(2) “助けられたり、助けたり”の支えあいの活動
(3) 地域のコミュニティづくりを促進する活動
(4) 会員制、有償制の活動

サービスの内容

居宅の掃除・修繕、衣類の洗濯、食事の世話、買い物、外出時の付き添い
話し相手、代筆、草取り　（その他の家事支援に柔軟に対応）

【サービス提供のイメージ図】

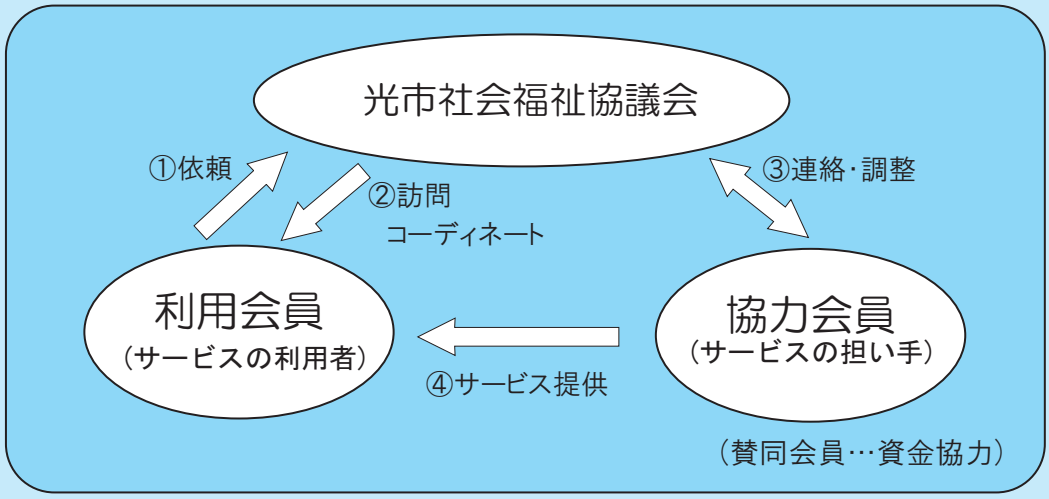

【実施スケジュール等】

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①にこにこサービスの実施内容見直し	検討					利用しやすい制度への改善
②にこにこサービスの担い手(協力会員)の増員						

重点プログラム③　基本目標Ⅲ
人の輪が広がる地域づくり

ふれまちトーク(住民座談会)の開催

地域（地区）単位で住民が集い、自分たちの地域の現状や課題を話しあい、把握し、地域のこれからについて考える場が「住民座談会」です。

地域の実情にあった福祉を進めていくために、小地域において住民の皆さんの意見を集約し、地域の課題を福祉活動に反映させることで、誰もが安心して生活できる地域づくりが実現します。

光市社会福祉協議会では、住民座談会を「**ふれ**あいの**まち**づくり」を目指す話しあいの場「ふれまちトーク」と称して、計画期間中に各地区社会福祉協議会で実施し、各地区における福祉課題への取組みや地域福祉活動計画に反映させることで、人の輪が広がる地域づくりを実現していきます。

【事業の実施目的】

○豊かに安心して暮らせる地域社会づくり
○地域のことは地域で決めて推進する基盤づくり
○地域の課題を反映させた福祉計画の策定

【事業の実施イメージ】

地域の困りごとなどを出しあう	地域の良いところを広げていく
○ひとり暮らしの高齢者世帯が増えている ○子どもの事件が増えて不安 ○顔や名前を知らない人が結構いる ○災害などで困った時に助け合えるといい ○ひきこもりや虐待が起きていないか ○ゴミ出しに困っている人が多い　など	○いきいきサロンが立ち上がった ○老人クラブの活動が活発 ○町内の行事が活発に行われている ○挨拶の輪が広がっている ○自然が豊かで空気がきれい　など

課題の解決策　／　内容の充実

↓ 協議検討

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に反映

↓ 実行

誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現

【実施スケジュール等】

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ふれまちトーク（住民座談会等）の実施		準備				地区単位で実施

基本目標Ⅰ　対話による人づくり

活動目標１　福祉の人材育成

現状と課題

地域福祉活動を推進するためには、様々な活動を担う幅広い人材が必要です。そして、地域の中に福祉ニーズを解決する人材が多く存在することで、地域の人々は、安心して生活できます。また、活動を推進するために中心となるリーダー的存在も欠かせません。

そのために、地域住民が地域で福祉活動に参加しやすい機会や場を確保し、福祉の人材育成と活動の周知を図ります。

実施目標（１）福祉活動への住民参加促進

誰もが身近に関わることができる福祉活動の機会や場を広げると同時に、その活動について広く住民へ周知することで活動への参加を促進します。

住民・地域の役割

・地域の活動や行事に積極的に参加します。また、地域でお互いに参加の呼び掛けを行います。

市社会福祉協議会の役割

・地区社会福祉協議会と連携して、身近な地域で気軽に参加できる活動を周知し、参加を促進します。
・市内で進められている住民参加による福祉活動を、広報紙やホームページにより市全体へ周知します。
・団塊の世代を対象に、社会参加を促進するための機会を提供します。

市の役割

・市(地区)社会福祉協議会や福祉関係団体等と連携して住民の福祉活動への参加を目的とした各種講座や研修会などの開催を支援していくと同時に取組みを住民へ周知します。

具体的な施策・事業（例）

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域で参加できる福祉活動の情報提供	→	継続実施			→	広報紙、ホームページを活用
②団塊世代が気軽に参加できる講座等の実施	準備 ・・・・→	→	→	→	→	ボランティア講座として開催

実施目標（２）福祉活動従事者の育成・支援

地域福祉活動を推進するためには、地域におけるリーダーやコーディネーターの存在が欠かせません。多様化する地域のニーズに対し、住民が自ら主体的に取組み、解決していけるよう支援します。

住民・地域の役割

・地区内で活動している者同士がお互いの活動を理解し、連携して様々な地域福祉活動へ参加します。

市社会福祉協議会の役割

・地域で行われている既存の福祉活動を周知し、新たな協力者を増やしていくと同時に、研修会や講座への参加の機会を増やし、多様化する福祉課題に対応できる人材の育成に努めます。

・地区社会福祉協議会や関係団体等と連携して、地区単位での福祉活動従事者の育成・支援を行います。

市の役割

・市（地区）社会福祉協議会との協力関係を強化し、福祉活動従事者の育成等を支援します。

具体的な施策・事業（例）

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域(地区)単位での福祉研修会の開催	準備					地区単位で開催（年２地区）
②地域組織・団体等の人材情報の共有						関係機関との情報共有

活動目標２　ボランティア活動の推進

現状と課題

地域におけるボランティアへのニーズが多様化する一方で、ボランティアの受け皿は十分とはいえないのが現状です。そのため、ボランティアセンターを中心に、多くの人がボランティアに関心を持ち、気軽に活動に参加できる体制の整備と、既存のボランティア団体・個人の活動の充実が求められています。

また、大災害が発生した際に想定される、災害ボランティアセンターの運営に備えて検討が必要です。

実施目標（１）ボランティアセンターの運営

誰もが気軽にボランティアセンターを利用できるように、相談窓口の周知と積極的なボランティア情報の提供に努めます。また、市との連携を図り、コーディネート機能を高めていきます。

住民・地域の役割

・ボランティアや地域の活動に関心を持ちます。
・自分のできるボランティア活動に積極的に参加します。
・ボランティアセンターを積極的に活用します。

市社会福祉協議会の役割

・ボランティアが安心して活動できるよう支援します。
・ボランティアセンターの各種機能の充実を図ります。
・広報紙やホームページを活用して、積極的にボランティア情報を提供します。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じてボランティア団体の活動支援や情報提供の充実を図ります。
・ボランティアセンターとの連携を強化し、情報の共有を図ります。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ボランティア情報の提供	→	継続実施			→	広報紙、ホームページを活用
②ボランティア（個人・団体）の活動支援	→	継続実施			→	ボランティア情報の提供、保険の加入支援
③ボランティア相談日の開設	→				→	サロン形式で毎月１回開催

実施目標（２）ボランティアの養成・活動支援

ボランティアセンターを中心として、各種講座、研修会、交流行事を実施し、ボランティアの発掘及び育成に努めると同時に、既存の団体・個人の活動を支援します。

住民・地域の役割

・関心のあるボランティア講座や研修会に参加します。

市社会福祉協議会の役割

・ボランティア活動に関する様々な講座や研修会を開催します。
・ボランティア登録を推進し、多様なボランティアニーズに対応できる体制を整備します。
・ボランティア連絡協議会への支援を行い、団体相互の交流を深め協力体制を強化します。

市の役割

・ボランティアセンターとの情報の共有を図り、ボランティアに関する各種講座、研修会等の周知と参加促進に努めます。
・社会福祉協議会を通じて各種ボランティア講座の開催支援、ボランティア連絡協議会への支援及びボランティア同士の交流促進を推進します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ボランティア講座の開催	→	継続実施			→	年１回開催
②ボランティア連絡協議会への支援	→	継続実施			→	
③ボランティア交流会の開催	→	継続実施			→	年１回開催

実施目標（３）災害時のボランティア活動支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動支援体制を整備するために、コーディネーターの育成と災害ボランティアの育成・登録を進めます。

住民・地域の役割

・地域で行われる防災訓練に参加し、防災意識を高めます。
・災害に備えて、家庭や地域でできることを確認し、情報を共有します。
・自主防災組織の活動に協力します。

市社会福祉協議会の役割

・災害ボランティアセンターの機能と役割について住民に周知します。
・災害ボランティアコーディネーター等の育成を行います。
・災害ボランティアの育成及び登録を進めます。
・災害ボランティアセンター設置に備えたマニュアルを作成し、運営に向けた準備活動を行います。

市の役割

・市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの育成及び活動を支援します。
・災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターの設置運営が開始できるよう支援します。
・自主防災組織の結成を支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①災害ボランティアの育成・登録及び派遣調整	→	→	→	→	→	講座の開催、登録方法の見直し
②災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成	作成 →	→	→	訓練 →	→	平成２６年度に作成、定期的な模擬訓練の実施

活動目標３　福祉教育の推進

現状と課題

地域で誰もが安心して暮らすためには、お互いを尊重し、理解しあい、困った時は助けあうことが重要です。そのためには、子どもから大人まですべての人々が思いやりの心と助けあいの大切さを学ぶことができる福祉教育の機会を提供していく必要があります。

実施目標（１）地域における福祉教育の推進

研修会や体験学習等を通じて、地域で暮らす人々への福祉に対する理解と意識の向上を図ります。

住民・地域の役割

・地域の担い手の一員として、福祉の意識を高めます。
・地域で行われる福祉講座や体験学習に参加し、その成果を家庭や地域で実践します。

市社会福祉協議会の役割

・気軽に参加でき地域で実践できる福祉講座を開催します。
・地区社会福祉協議会と連携し、地域の福祉教育活動に取り組む人材の確保と育成に努めます。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、福祉講座や体験学習の開催を支援します。
・地域における福祉講座や集会等へ出前講座として職員を派遣します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域福祉講座の開催	準備					地区単位で実施（年２地区）

実施目標（２）教育現場での福祉教育の推進

小、中、高等学校における福祉教育への支援を行うことで、福祉への理解と関心を高め、地域での活動につなげていきます。

住民・地域の役割

・福祉教育で学んだことを活かし地域の福祉活動に参加します。
・総合学習等での福祉教育の現場をサポートします。

市社会福祉協議会の役割

・地区社会福祉協議会と連携してジュニア福祉員活動の推進・充実を図ります。
・福祉教育研修会を開催し、学校と地域の情報交換を行うことで効果的な福祉教育の推進を支援します。
・小、中、高等学校へと一貫した福祉教育の推進を支援します。

市の役割

・市（地区）社会福祉協議会を通じて福祉教育・ジュニア福祉員活動を支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ジュニア福祉員の活動支援	→	継続実施			→	地区社会福祉協議会と連携して支援
②福祉教育研修会の開催	→	継続実施			→	年１回開催
③小、中、高等学校へと一貫した福祉教育の推進支援	→				→	支援マニュアルの整備

基本目標Ⅱ　調和のとれた仕組みづくり

活動目標１　相談体制と情報提供体制の整備

現状と課題

地域からの相談は多様化・複雑化しており、特定の相談窓口や機関では対応が困難な状況にあります。そのため、既存の相談関係機関同士が連携し情報を共有するなど相談支援体制の充実をすすめていく必要があります。

また、福祉に関する情報提供についても、情報を必要とする人に的確に届けるための工夫と情報提供体制の充実が求められています。

実施目標（１）相談支援体制の充実

安心して地域生活を送るためには、身近な地域で気軽に相談できる体制の整備が求められており、既存の相談窓口の把握及び周知と相談員の育成により充実を図ります。

住民・地域の役割

・相談窓口を有効に活用します。
・地域で課題を抱えている人に相談窓口の情報を提供し、早期解決を促します。

市社会福祉協議会の役割

・相談関係機関研修会への参加を支援し、相談員の資質向上を図ります。
・相談窓口の情報をわかりやすく周知し、気軽に相談ができるよう努めます。
・地域の相談役である民生委員児童委員の活動を周知します。

市の役割

・各種相談事業の充実に努めます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①各種相談窓口の周知	→	継続実施			→	広報紙、ホームページを活用
②相談員の育成支援	→	継続実施			→	研修会等への参加促進

実施目標（２）情報提供体制の充実

必要な人に必要な情報が届く体制づくりをすすめるとともに、福祉制度やイベントの情報をわかりやすくタイムリーに周知するための工夫を行います。

住民・地域の役割

・日頃からご近所同士の情報交換を行い必要な声掛けを心掛けます。
・回覧板等を活用して地域の情報を伝達します。

市社会福祉協議会の役割

・広報紙やホームページの内容を充実し、これらを通じてわかりやすく福祉情報を伝えます。
・点字訳、音声訳のボランティア活動を支援し、情報のバリアフリー化を促進します。
・報道関係機関を通じて地域の福祉情報を提供し、幅広い世代にＰＲをします。

市の役割

・広報紙やホームページなどを通じて、わかりやすく福祉情報を伝えます。
・メール配信サービス等を通じて情報をタイムリーに伝えます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①広報紙・ホームページの内容充実	→	→	→	→	→	
②情報のバリアフリー化促進	準備 →	→	→	→	→	点字訳・音声訳の推進

活動目標２　在宅福祉サービスの充実

現状と課題

アンケート調査の結果にも表れているように、日常生活において住民の多くは「老後」や「健康」への不安を抱えています。そして、体が不自由になった時に必要な支援は「安否確認の声掛け」、「外出の手伝い」、「災害時の支援」などとなっています。

こうした不安の解消や支援ニーズに対応し、すべての人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、住民相互の助けあいを基本とした各種サービスを展開していく必要があります。

実施目標（１）高齢者への支援

現在実施している高齢者を対象とした各種サービスの充実を図りつつ、新たなニーズへの対応を検討します。

住民・地域の役割

・地域の高齢者の日常的な見守りに努めます。
・ふれあい・いきいきサロン等の地域活動にすすんで参加・協力します。
・認知症高齢者を理解し地域で支えていきます。

市社会福祉協議会の役割

・ふれあい・いきいきサロンへの支援を行い、新規立ち上げを促進します。
・地区社会福祉協議会を通じて、ひとり暮らし高齢者の見守りを目的とした給食サービスを実施します。
・日常生活を支援する新たなサービスの実施に向けて検討します。
・認知症高齢者を地域で支えていくための取組みを支援します。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、地域の高齢者への各種支援を行います。
・認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ふれあい・いきいきサロンの活動支援	→	継続実施	→	→	→	
②日常生活支援サービスの実施	調査	準備	→	→	→	移送・買い物サービス等の検討
③認知症高齢者を地域で支える取組みへの支援	→	→	→	→	→	各種講座や行事の支援

実施目標（２）障害者への支援

地域で生活している障害者の自立支援と社会参加を促進するために関係組織が情報を共有し、連携して各種支援を行います。

住民・地域の役割

・障害者との交流の場に参加します。
・バリアフリーの視点で住みやすい地域を目指します。

市社会福祉協議会の役割

・障害者との交流行事を開催し、社会参加を促進します。
・地区社会福祉協議会と連携して、各地区での障害者との交流や情報交換が図れる取組みを行います。
・手話通訳や要約筆記など、障害者のコミュニケーションを支援する活動を促進します。

市の役割

・障害者の社会参加や行事を支援します。
・障害福祉に関する地域のニーズを受けて、地域自立支援協議会で対応を検討します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①障害者との交流行事の開催	→	→	→	→	→	地区単位での実施検討
②コミュニケーション支援事業の充実	検討	準備	→	→	→	要約筆記ボランティアの育成支援

実施目標（３）児童への支援

地域の子どもたちと子育て世代が安心して暮らせるよう、既存の組織との協力関係を深め、必要な支援を行います。

住民・地域の役割

・地域の子どもたちを温かく見守ります。
・三世代交流事業などの地域行事に参加し交流を深めます。

市社会福祉協議会の役割

・子育てサロン活動に対して必要な支援を行い、その取組みを住民に周知します。
・三世代交流事業の担い手となる地域団体との連携を図りながら参加を呼びかけます。

市の役割

・児童の健やかな成長を支援します。
・子育て世代の交流の場や、世代間の交流の場づくりを推進します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①子育てサロンの支援	→	継続実施			→	
②世代間交流事業の実施支援	→				→	地区社会福祉協議会を通じて支援

実施目標（４）住民参加型地域福祉サービスの充実

「安心して暮らせる地域」が実感できるよう、地域の住民が互助の精神で実施するインフォーマルな福祉サービス『にこにこサービス』（※参照）等の実施体制を整備し、利用促進を図ります。

住民・地域の役割

・地域の課題を知り、互助の精神で活動に参加します。

市社会福祉協議会の役割

・地域の様々な福祉ニーズに対して柔軟に対応できるよう制度外のサービスも含め、サービス内容の見直しを行います。
・『にこにこサービス』の協力会員の確保と養成に努め、安定的なサービスの提供と幅広いニーズに対応できる体制を整備します。
・地区社会福祉協議会と連携して、地域住民に対し『にこにこサービス』への理解と協力を求め、協力会員の確保に努めます。

市の役割

・制度を住民に周知し、支えあいの地域づくりを支援します。

※『にこにこサービス』（実施主体：光市社会福祉協議会）
　安心して暮らせる地域づくりを目指して実施する住民参加の在宅サービス。会員相互の支えあいを基本とし、日常生活に何らかの支援を必要とする世帯（高齢者、障害者等）に協力会員（サービスの提供者）を派遣し、低額で家事支援を提供します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①にこにこサービスの実施内容見直し	検討					利用しやすい制度への改善
②にこにこサービスの担い手（協力会員）の増員						

活動目標３　権利を擁護する事業の推進

現状と課題

福祉サービスの利用が「措置」から「契約」へと移行し、利用者が自らの判断でサービスを選択できるようになりましたが、認知症の高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない人たちが福祉サービスを利用しながら地域の中で安心して生活を送るためには、権利を擁護し、自立した生活を支えていくための制度や、利用者からの苦情等の相談窓口の整備が必要です。

実施目標（１）権利擁護事業の推進

判断能力が十分でない利用者が不利益になったり制度の利用が困難な状況にならないよう、権利擁護事業や成年後見制度が利用しやすい体制を整備し、啓発に努めます。

住民・地域の役割

・権利擁護意識を高め、地域の中で問題の早期発見に努めます。
・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の制度を理解し必要に応じて相談、利用します。

市社会福祉協議会の役割

・広報紙やホームページを活用し地域福祉権利擁護事業の周知を図ります。
・地域福祉権利擁護事業の健全な実施を図るため、運営体制の整備と担当職員の資質向上に努めます。
・関係機関と連携し､対象者の把握に努め地域福祉権利擁護事業の利用に円滑に繋げます。
・地域の実態を調査したうえで、法人成年後見の実施について検討します。

市の役割

・権利を擁護する制度を必要としている人が利用できるよう広く住民に周知します。
・市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業や、法人成年後見への取組みを支援します。

具体的な施策･事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域福祉権利擁護事業の実施	→	継続実施			→	
②法人成年後見事業の実施に備えた体制整備	→				→	ニーズの把握及び研究

実施目標（２）福祉サービスの苦情対応体制の整備

福祉サービスの利用者と提供者が、対等な立場で苦情や要望を伝えることができる体制とそれらの苦情等に対して適切な対応がとれる体制を整備します。

住民・地域の役割

・福祉サービスの利用に際し、気になること、不安に感じることは抱え込まず問い合わせます。

市社会福祉協議会の役割

・福祉サービスや地域の活動についての苦情や要望に対して、解決に向けた迅速な対応を行います。
・苦情相談窓口や第三者委員会等の既存の体制を周知し、気軽に苦情や相談ができる環境を整備します。

市の役割

・広報紙やホームページを通じて各種福祉相談窓口を周知します。
・各種相談窓口で受けた福祉相談、苦情等を専門の窓口や機関へと的確に繋げます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①各種福祉相談・苦情等の窓口の周知	→	継続実施			→	広報紙、ホームページを活用
②各相談窓口の情報共有・連携強化	→				→	

基本目標Ⅲ　人の輪が広がる地域づくり

活動目標１　地域で支えあう住民ネットワークづくり

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における日常的な支えあいが必要です。これまでも地域での見守り活動が行われていますが、地域のつながりが希薄化する中で、向う三軒両隣による助けあいを見直し、高齢者・障害者や子育て家庭等への支援、さらには災害時の支援など、日常的な地域での支えあい活動をすすめていく必要があります。

また、地域における各種行事や活動を福祉の視点で考え、住民同士の交流を深めることも大切です。

実施目標（１）要支援者の見守りネットワーク活動推進

市（地区）社会福祉協議会が推進している小地域ネットワークづくりの活動を充実させ、地域における要支援者の見守り体制を強化します。

住民・地域の役割

・地域の高齢者や障害者、児童の世帯への目配り、気配りを行います。

市社会福祉協議会の役割

・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会等と連携して地域の見守りネットワークを強化します。

・自治会との連携と協力のもと、自治会内での福祉部（福祉活動を推進する組織）の設置及び自治会福祉活動を支援します。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて地域における小地域ネットワークづくりを支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①小地域での見守りネットワークの強化	→	継続実施			→	高齢者、障害者、児童の見守り活動
②災害時要援護者把握事業の推進協力	→	→	→	→	→	

実施目標（２）地域福祉活動の拠点機能の充実

地区社会福祉協議会をはじめ、福祉活動を推進する上で必要な拠点とその機能の充実を図り、身近な場所で誰もが気軽に参加できる地域福祉を推進します。

住民・地域の役割

・地域にある既存の活動組織、拠点とその機能を知り活用します。
・地域に必要な福祉活動の場を提案します。

市社会福祉協議会の役割

・地区社会福祉協議会の活動についてわかりやすく住民へ周知します。
・各地区における地域福祉活動計画の策定を支援し、基盤の強化を図ります。
・地域での支えあい活動や交流活動の拠点づくりを支援します。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、地区社会福祉協議会の活動を支援します。
・地域の既存の公共的施設を活用した活動拠点の充実に努めます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地区社会福祉協議会の基盤強化	→	→	→	→	→	各地区での地域福祉活動計画策定支援
②既存の公共的施設の有効活用	→	→	→	→	→	情報の収集・共有

実施目標（３）福祉員活動の推進

地域住民から選出され、小地域における「福祉活動の推進者」として見守り活動や、地域の福祉事業を支援する福祉員の活性化を図ります。

住民・地域の役割

・福祉員活動について理解し協力します。

市社会福祉協議会の役割

・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し地域における見守り活動を推進します。
・福祉員活動マニュアルを活用して、福祉員の活動について周知徹底します。
・福祉員の任期を３年とし、地域での見守り活動が継続的に行えるよう自治会に理解を求めます。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、福祉員の活動を支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①福祉員研修会の開催	→	継続実施			→	地区単位で開催
②ひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動実施	→	継続実施			→	訪問カードの有効活用

実施目標（４）住民同士の交流活動の推進

住民同士の交流が活性化し、地域の中でつながりが実感できるよう、人と地域をつなぐ交流の場づくりを推進します。

住民・地域の役割

・地域の活動に積極的に参加し交流を深めます。
・気軽に参加できるふれあい・いきいきサロン活動の実施に努めます。

市社会福祉協議会の役割

・地域で成果を上げている交流行事の情報を周知します。
・地域の行事に必要な機材や備品を貸し出します。
・ふれあい・いきいきサロン活動等を活用した地域の子どもや障害者との交流について提案します。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、地域の交流事業を支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①行事の開催支援	→	→	→	→	→	行事への備品等の貸出、情報提供
②ふれあい・いきいきサロンでの交流活動の提案	→	→	→	→	→	担い手を対象に情報提供

活動目標２　地域組織（法人・団体等）との連携

現状と課題

地域で生活するなかで、健康、障害、子育てなどの様々な福祉課題が発生します。そして、これらの課題に対してはそれぞれのニーズにあった福祉サービスの提供や地域の支援が必要です。そのため、福祉関係をはじめとした専門機関と、地域の組織（法人・団体等）との連携を強化し支援の幅を広げていきます。

実施目標（１）地域の団体・組織等との連携

自治会やボランティア団体、ＮＰＯ法人等の地域組織と連携して多様化する地域の福祉ニーズへの対応について検討します。

住民・地域の役割

・住民相互でできる取組みについて話しあいます。
・地域の組織が行う活動に協力します。

市社会福祉協議会の役割

・自治会やボランティア団体等と連携し、多様化する地域の課題解決に努めます。
・地域における互助の機能を推進するため、福祉部（福祉活動を推進する組織）の設置について自治会に働きかけます。

市の役割

・地域の団体・組織等との連携が図れるよう努めます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域の福祉情報交換会の開催		準備				地区単位で実施（年２地区）
②自治会内における福祉部の設置支援		準備				地区単位で支援（年２地区）

実施目標（２）企業等の社会貢献の促進

地域の一員である企業や労働福祉団体等の社会貢献活動の促進を図り、その活動を周知していきます。

住民・地域の役割

・企業等の社会貢献に関心を持ち活動を応援します。

市社会福祉協議会の役割

・地域で行われている企業等の社会貢献活動を、広報紙やホームページで周知します。
・企業ボランティア活動促進モデル事業（県社会福祉協議会事業）への参加を呼びかけます。
・企業等と地域が協働で実施できる福祉活動を提案し、協力を求めます。

市の役割

・企業等と地域組織との連携が図れるよう努めます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①「企業ボランティア活動促進モデル事業」の周知及び支援	→	継続実施			→	指定事業の推進
②企業と協働で実施する地域福祉活動の開拓		検討	準備	→	→	地域の事業所との協働

実施目標（３）福祉関係機関等との連携

多様な福祉ニーズに対して効果的な対応が図れるよう、地域の福祉関係機関をはじめ、保健・医療の専門機関や事業者との連携を進めていきます。

住民・地域の役割

・地域の福祉関係機関等の機能を知り、協力します。

市社会福祉協議会の役割

・地域の福祉課題について福祉関係機関等が情報を共有し、連携して解決に努めます。
・地域で行われているインフォーマルな福祉サービスの情報を、福祉関係機関等をはじめ保健・医療の専門機関や事業所に周知し連携を図ります。

市の役割

・地域の福祉関係機関等との連携が図れるよう努めます。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①地域福祉をテーマとした連絡会議等の開催	→	→	→	→	→	必要に応じて開催

活動目標 ３　地域で安心して暮らすための活動支援

現状と課題

平常時の生活支援のニーズが多く寄せられる中、地域の見守り体制の強化により深刻化する前の早期発見、未然防止に努めることが重要です。また、非常時における防犯・防災に関する課題は、地域で安心して暮らす上で極めて重要な課題です。日常生活を安心・安全に送れるよう、地区や地域内での体制整備を推進します。

実施目標（１）地域福祉ニーズ及び課題の把握体制の整備

地域の声を受けとめる場の設定や、地域福祉の担い手を通じた地域のニーズや福祉課題を把握する体制を整備します。

住民・地域の役割

・地区社会福祉協議会等に対してニーズや課題を伝えます。
・地域の小集会等で福祉問題について話しあいます。

市社会福祉協議会の役割

・民生委員児童委員や福祉員、自治会等との連携を強化し、日常的な福祉課題の把握に努め、その対応について支援します。
・地区社会福祉協議会と協働して、住民と直接対話できる小集会等を設け福祉課題の把握とその解決に努めます。

市の役割

・市社会福祉協議会を通じて、小集会等で福祉について話しあう場づくりを支援します。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①ふれまちトーク(住民座談会等)の実施		準備				地区単位で実施

実施目標（２）防犯・防災体制の整備支援

地域で組織する、見守り隊や自主防災組織の活動を推進支援し、安全・安心な地域づくりに努めます。

住民・地域の役割

・隣近所との声掛け、あいさつ運動を心掛け、災害時の対応や犯罪の抑制に努めます。
・支援が必要な人は災害時要援護者に登録します。
・地域の見守り隊や自主防災組織に参加、協力します。

市社会福祉協議会の役割

・地域で活動する見守り隊や自主防災組織についての実態を把握し、周知・支援します。

市の役割

・防災計画に基づき定期的な防災訓練を行います。
・災害時の要援護者の支援を促進します。
・必要な情報をメールで配信します。
・防犯・防災組織の取組みを把握し連携を図ります。

具体的な施策・事業(例)

施策・事業内容	スケジュール					備考
	24	25	26	27	28	
①防犯・防災の活動実態の把握と周知	→	→	→	→	→	広報紙、ホームページを活用

第５章

計画の推進と役割

～子育てサロン活動～

第１　計画の推進

１　推進

本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置づけ、住民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割の進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

２　連携

絆のある地域社会の構築を目指し、住民・地域をあげて、効果的に取り組むため、市、市社会福祉協議会のほか、自治会・福祉員、民生委員児童委員、福祉施設その他の事業者、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、当事者団体、地区社会福祉協議会、関係機関など連携を強化していきます。

３　確認・評価

現計画の進捗状況の確認・評価については、毎年、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会」に対し、計画に掲げる各種事業の活動内容や進捗状況を検証すると共に、見直しが必要な箇所については協議し、対応していきます。

なお、進捗状況や施策の見直し等協議した結果については、市や市社会福祉協議会の広報紙やホームページにより広く市民の皆さんに公表します。

【各主体の連携による地域福祉推進のイメージ】

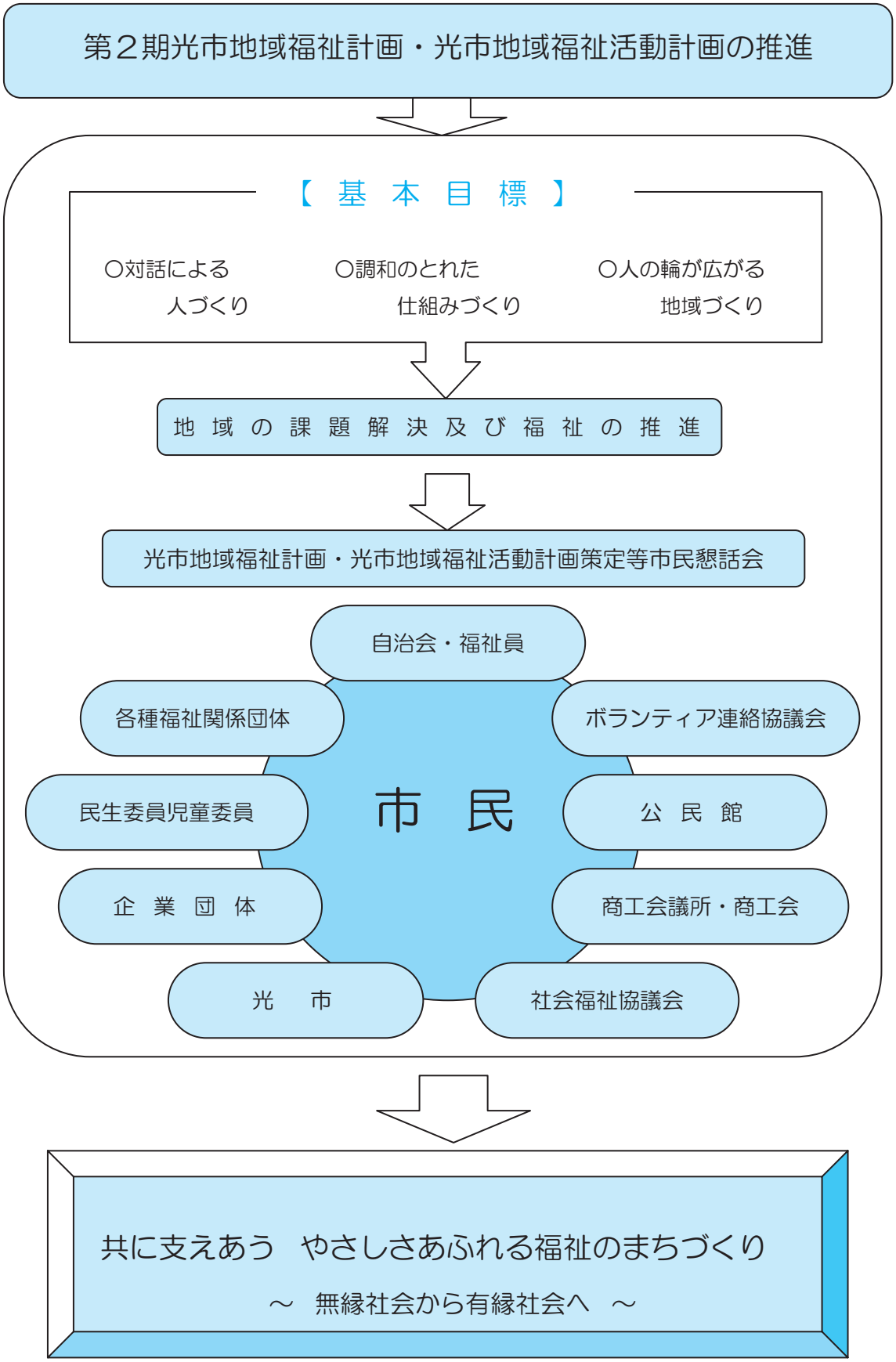

第２　それぞれの役割

“共に支えあう　やさしさあふれる福祉のまちづくり”を実践するために

１　住民・地域における役割

市民またはそれぞれの地域では、地域の問題を住民同士で助け合って解決していけるよう、「自助」、「互助」、「共助」を基本に、地域での住民の交流の促進を図るなど、地域住民が主体となった取組みを進めていきます。

①住民

(1)地域の活動や行事に積極的に参加する。
(2)ボランティアに積極的に参加する。
(3)地域の担い手の一員として、福祉の意識を高める。
(4)ご近所同士の声かけを心がける。
(5)防災意識を高め、見守りや自主防災組織に参加、協力する。

②地域

(1)地域の情報を伝達共有する。
(2)地域で課題を抱えている人に各種相談窓口の情報を提供する。
(3)地域の高齢者や障害者、児童の世帯への目配り、気配りを行う。
(4)住民相互でできる取組みについて話し合う。

２　市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進の柱として、市と共に、住民や地域、福祉関係団体等との連携を図りながら、計画を実行するにあたっての調整役として地域の福祉活動を総合的に推進していきます。

(1)市や各福祉関係団体等と連携し、各種講座等の開催や支援をする。
(2)福祉員等の福祉活動協力者の人材の確保や育成をする。
(3)ボランティアセンターの機能充実を図り、災害ボランティアセンターの設置に備えマニュアルを作成する。
(4)住民相互の支えあいによる福祉サービスを展開する。
(5)福祉活動について、社協だより等により広報・啓発する。
(6)住民との対話の場を設け、日常的な福祉課題の把握に努める。

３　市の役割

市は、地域福祉の推進を図るために、市社会福祉協議会と共に、自治会、民生委員児童委員、公民館・福祉関連機関、ボランティア団体など各種団体と相互に連携・協力し、計画を推進していきます。

⑴市社会福祉協議会や各福祉関係団体等と連携する。
⑵福祉活動の育成等の支援をする。
⑶広報紙やホームページにより福祉情報等を周知する。

資　料

～市民懇話会～

○光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱
○光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会設置要綱
○光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会委員名簿
○計画の策定経過
○市民アンケート調査結果

光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱

（設置）

第１条　光市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、広く市民等の意見を反映させるため、光市地域福祉計画策定市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　計画の調査研究に関すること。

（２）　計画の立案に関すること。

（３）　その他計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　懇話会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、計画の策定日までとする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第６条　懇話会の会議は、市長の求めに応じて会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、福祉保 健部社会福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年７月１９日から施行し、第４条第１項に規定する日をもってその効力を失う。

（会議の招集の特例）

２　この告示の施行後、懇話会の最初の会議 は、第６条第１項の規定にかかわらず市長が招集する。

別表（第３条関係）

区　　分	役　　職
学識経験者	市内高等学校教諭
地区・公民館関係者	市内地区社会福祉協議会代表
	市内公民館代表
ボランティア関係者	ボランティア連絡協議会代表
	ボランティアグループ代表
地域福祉活動関係者	光市老人クラブ連合会代表
	光市民生委員児童委員代表
	光市連合婦人会代表
	光まちづくり NPO 代表
	市内認知症を支える会代表
	光市心身障害児者団体連絡協議会代表
	光市地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営協議会代表
	光市社会福祉士代表
行政関係者	光市市民部長
	光市福祉保健部長

光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会設置要綱

（設置）

第１条　光市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、地域福祉活動の主体である住民等の活動・行動を計画化し、実践するために光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　計画の調査研究に関すること。

（２）　計画の立案に関すること。

（３）　計画の進行管理に関すること。

（４）　その他計画の策定等に関すること。

（組織）

第３条　懇話会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、光市社会福祉協議会会長が委嘱する。ただし、委員の構成は、光市地域福祉計画策定懇話会の委員とする。

（任期）

第４条　委員の任期は、計画期間の終期までとする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第６条　懇話会の会議は、光市社会福祉協議会会長の求めに応じて会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、光市社 会福祉協議会地域福祉活動計画担当において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年７月１９日から施行し、第４条第１項に規定する日をもってその効力を失う。

（会議の招集の特例）

２　この要綱の施行後、懇話会の最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず光市社会福祉協議会が招集する。

光市地域福祉計画・地域福祉活動活動計画策定等市民懇話会委員名簿

区　分	氏　名	役　　職
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高校教諭（社会福祉コース主任）
地区・公民館関係者	末 岡 光 彦	室積地区社会福祉協議会会長 （室積・光井地区代表）
	金 森　豊	浅江地区社会福祉協議会会長 （浅江地区代表）
	山 本 俊 男	島田小学校区社会福祉協議会会長 （島田・三井・上島田地区代表）
	小 川　宏	大和地区社会福祉協議会会長 （大和・周防地区代表）
	福 原 宣 道	三島公民館長（光市公民館連絡協議会会長）
	木 本 政 和	光井公民館長
ボランティア関係者	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	末 田 律 子	ボランティアグループ「点訳光の会」会長
地域福祉活動関係者	増 本 佳 治	光市老人クラブ連合会会長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
	小 林 冨 江	光市連合婦人会会長
	福 原 宏 子	光まちづくりNPO
	山 下 悦 子	光市認知症を支える会会長
	宮 﨑 盈 行	光市肢体不自由児（者）父母の会会長
	内 藤 勲 敏	光市地域包括支援センター運営協議会会長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
行政関係	岡 田 憲 二	光市市民部長
	前 田 桂 志	光市福祉保健部長

（平成24年3月現在）

計画の策定経過

月 日	項　目	主な内容
平成２３年 ７月	設置要綱の策定	・光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱の制定 ・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会設置要綱の制定 （両懇話会委員兼務）
８月１日	第１回策定市民懇話会	委嘱状交付 会長・副会長選出 計画策定の趣旨・概要説明 地域福祉についての意見交換(カードを使用し整理)
８月～９月	市民アンケートの実施	１８歳以上の市民の中から、１０００名の方を無作為に抽出し、地域福祉に関するアンケートを実施。 回答者：４０２人 回答率：４０．２％
１１月１７日	第２回策定市民懇話会	市民アンケート集計結果報告 市民懇話会委員・市民アンケート意見集約結果報告計画の構成や計画体系などを協議
１２月２０日	第３回策定市民懇話会	計画素案や基本理念、施策などを協議
平成２４年 １月１２日 ～２月１０日	パブリックコメント実施	募集期間　平成２４年１月１２日(木) ～平成２４年２月１０日(金) １件の意見提出
３月１３日	第４回策定市民懇話会	計画最終案や今後の推進の協議

市民アンケート調査結果

※実施概要についてはP6に掲載

問1　性別について

	選択項目	人数	構成比
1	女　性	222	55.2%
2	男　性	176	43.8%
3	無回答	4	1.0%
	合　計	402	100.0%

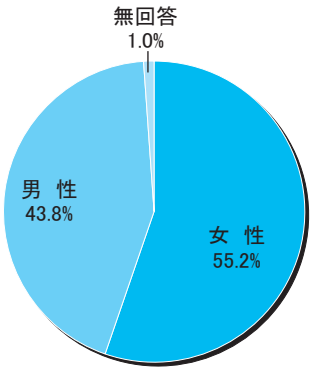

問2　年齢について

	選択項目	人数	構成比
1	18～19歳	7	1.7%
2	20～29歳	22	5.5%
3	30～39歳	51	12.7%
4	40～49歳	42	10.4%
5	50～59歳	64	15.9%
6	60～69歳	92	22.9%
7	70～79歳	83	20.6%
8	80歳以上	39	9.7%
9	無回答	2	0.5%
	合　計	402	100.0%

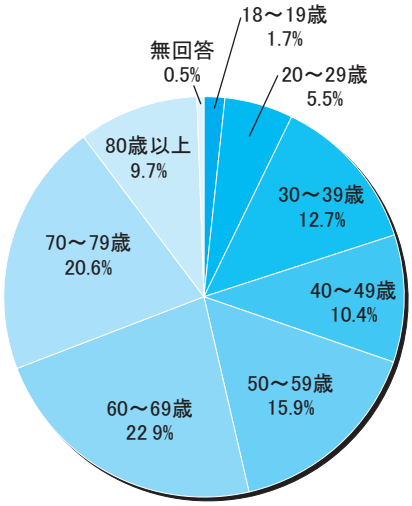

問3　職業について

	選択項目	人数	構成比
1	会社員	73	18.2%
2	公務員	19	4.7%
3	自営業（農林漁業）	11	2.7%
4	自営業（商工業）	22	5.5%
5	専門職（開業医、弁護士、文筆家等）	7	1.7%
6	パート・アルバイト	49	12.2%
7	学生	9	2.2%
8	団体職員	6	1.5%
9	無職	195	48.5%
10	その他	6	1.5%
11	無回答	5	1.2%
	合　計	402	100.0%

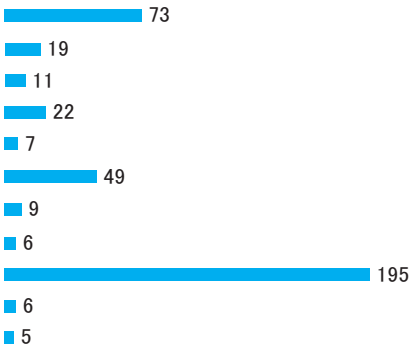

問4　現在同居している家族構成について

	選択項目	人数	構成比
1	単身世帯	53	13.2%
2	夫婦だけの世帯	131	32.6%
3	親と子どもの二世帯	158	39.3%
4	親と子どもと孫の三世帯の世帯	47	11.7%
5	その他	12	3.0%
6	無回答	1	0.2%
	合　計	402	100.0%

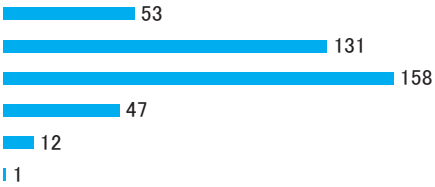

問5　お住まいの地区はどちらですか

	選択項目	人数	構成比
1	牛島	1	0.2%
2	室積（岩屋・伊保木・五軒屋）	8	2.0%
3	室積（岩屋・伊保木・五軒屋を除く）	72	17.9%
4	島田・中島田	38	9.5%
5	上島田	19	4.7%
6	浅江	110	27.4%
7	光井	54	13.4%
8	三井	26	6.5%
9	立野・小周防	16	4.0%
10	塩田	10	2.5%
11	三輪	17	4.2%
12	岩田・岩田立野	27	6.7%
13	束荷	4	1.0%
14	無回答	0	0.0%
	合　計	402	100.0%

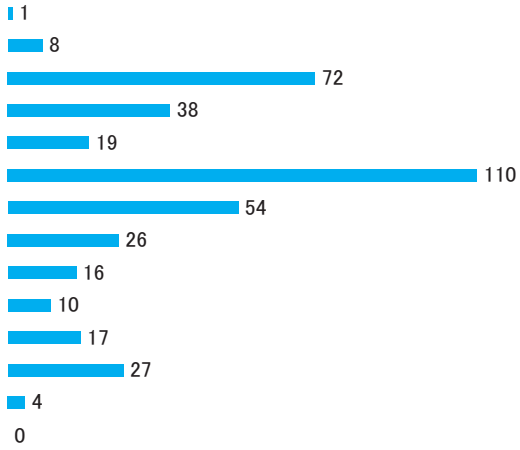

問6　光市に住んでいる期間は

	選択項目	人数	構成比
1	1年未満	7	1.7%
2	1年以上3年未満	13	3.2%
3	3年以上5年未満	12	3.0%
4	5年以上10年未満	25	6.2%
5	10年以上20年未満	39	9.7%
6	20年以上	305	75.9%
7	無回答	1	0.2%
	合　計	402	100.0%

問7　毎日の暮らしの中でどのような悩みや不安を感じていますか（3つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	自分や家族の健康に関すること	192	22.3%
2	自分や家族の老後に関すること	201	23.3%
3	子育てや教育に関すること	47	5.5%
4	介護に関すること	96	11.1%
5	経済的な問題に関すること	96	11.1%
6	生きがいに関すること	37	4.3%
7	隣近所との関係に関すること	19	2.2%
8	災害に関すること	65	7.5%
9	防犯に関すること	24	2.8%
10	その他	11	1.3%
11	特にない	64	7.4%
12	無回答	9	1.0%
	合　計	861	100.0%

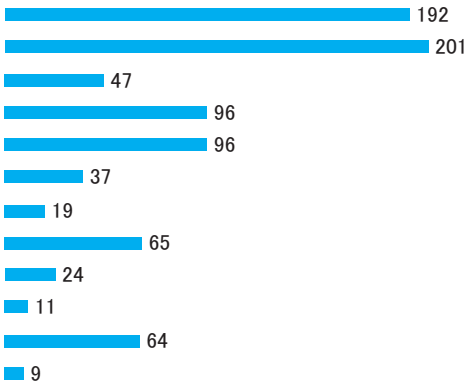

問8　悩みや不安を相談できる人はいますか

	選択項目	人数	構成比
1	いる	340	84.6%
2	いない	41	10.2%
3	誰に相談していいかわからない	9	2.2%
4	無回答	12	3.0%
	合　計	402	100.0%

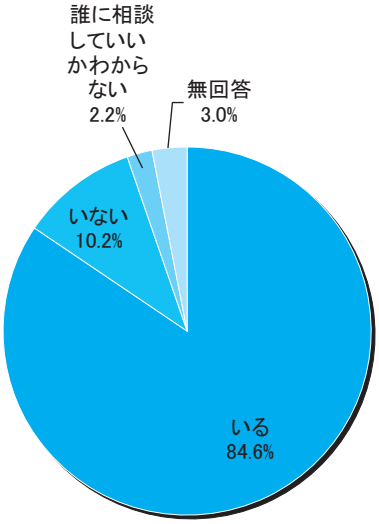

問8-(1)　[問8で「1.いる」と回答された方への質問]
相談できる人は誰ですか（あてはまるものすべてに○）

	選択項目	人数	構成比
1	家族・親戚	307	45.4%
2	知人・友人	199	29.4%
3	隣近所の人	41	6.1%
4	職場の同僚	43	6.4%
5	市の相談窓口や職員	12	1.8%
6	民生委員・児童委員	12	1.8%
7	自治会の役員	4	0.6%
8	病院や薬局	27	4.0%
9	社会福祉協議会	6	0.9%
10	社会福祉施設	10	1.5%
11	福祉員・友愛訪問グループ員	3	0.4%
12	その他	10	1.5%
13	無回答	2	0.3%
	合　計	676	100.0%

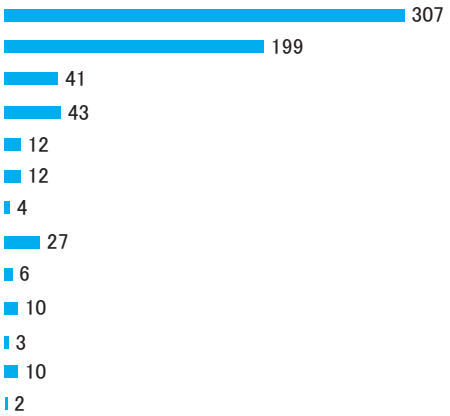

問9　日常生活で不自由になったときに地域でどのように助けをしてほしいと思いますか（3つまで○）

	選択項目	人数	構成比
1	安否確認の声かけ	106	13.2%
2	話し相手	43	5.3%
3	買い物の手伝い（車の手配）	79	9.8%
4	家事の手伝い	64	8.0%
5	お弁当の配食	56	7.0%
6	通院などの外出の手伝い	104	12.9%
7	短時間の子どもの預かり	24	3.0%
8	高齢者などの見守り	71	8.8%
9	災害時の手助け	103	12.8%
10	金銭の管理や福祉サービス利用の支援	30	3.7%
11	その他	4	0.5%
12	特にない	51	6.3%
13	無回答	70	8.7%
	合　計	805	100.0%

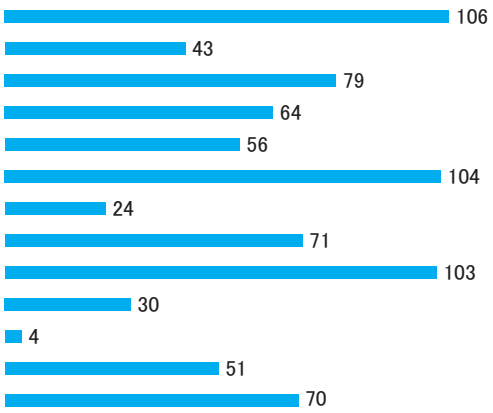

問10　地域で困っている方に対してどのような手助けが必要と思いますか（3つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	安否確認の声かけ	205	20.8%
2	話し相手	127	12.9%
3	買い物の手伝い（車の手配）	103	10.4%
4	家事の手伝い	45	4.6%
5	お弁当の配食	45	4.6%
6	通院などの外出の手伝い	108	11.0%
7	短時間の子どもの預かり	28	2.8%
8	高齢者などの見守り	124	2.8%
9	災害時の手助け	135	13.7%
10	金銭の管理や福祉サービス利用の支援	25	2.5%
11	その他	10	1.0%
12	特にない	20	2.0%
13	無回答	11	1.1%
	合　計	986	100.0%

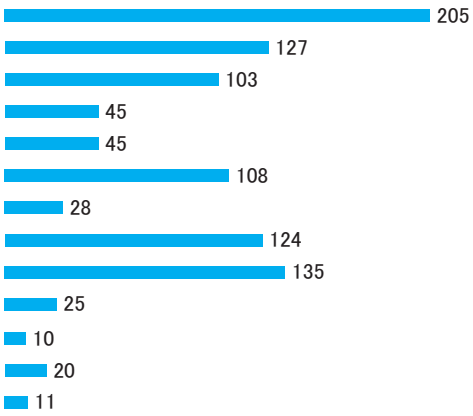

問11　大災害（地震・津波・洪水など）に見舞われたときの対応について考えていますか

	選択項目	人数	構成比
1	考えている	247	61.4%
2	考えていない	145	36.1%
3	無回答	10	2.5%
	合　計	402	100.0%

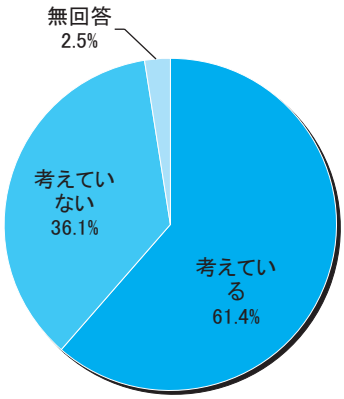

問11-(1)　[問11で「1.考えている」と回答された方への質問]具体的にどのような対応を考えていますか（あてはまるものすべてに〇）

	選択項目	人数	構成比
1	避難用具を備えている	60	17.2%
2	避難場所や経路を決めている	98	28.2%
3	家族や知人と災害時の連絡方法を決めている	60	17.2%
4	地域（自治会）の防災訓練に参加している	21	6.0%
5	考えているだけ	104	29.9%
6	その他	3	0.9%
7	無回答	2	0.6%
	合　計	348	100.0%

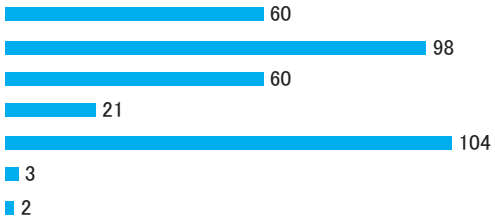

問11-(2) ［問11で「2.考えていない」と回答された方への質問］、対応を考えていない理由は何ですか。

	選択項目	人数	構成比
1	大災害は起きないと思っている	43	29.7%
2	起きたときに考える	63	43.4%
3	忙しくて、考える余裕がない	25	17.2%
4	関心がない	10	6.9%
5	無回答	4	2.8%
	合　計	145	100.0%

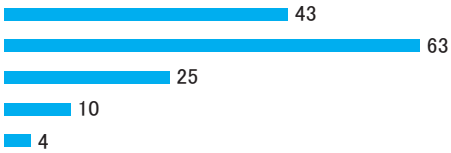

問12　大災害が発生した時、誰を頼りにしますか

	選択項目	人数	構成比
1	家族・親戚	301	74.9%
2	知人・友人	11	2.7%
3	隣近所の人	41	10.2%
4	職場の同僚	0	0.0%
5	行政・社会福祉協議会	19	4.7%
6	民生委員・児童委員	2	0.5%
7	自治会の役員	5	1.2%
8	福祉員	0	0.0%
9	誰もいない	9	2.2%
10	その他	7	1.7%
11	無回答	7	1.7%
	合　計	402	100.0%

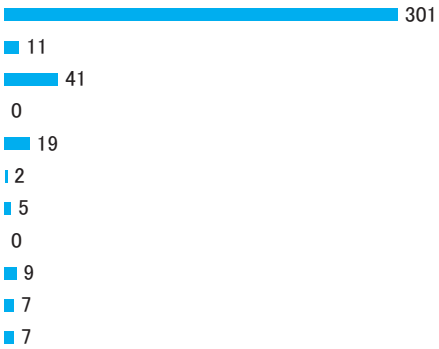

問13　地域の活動に参加していますか

	選択項目	人数	構成比
1	参加している（したことがある）	273	67.9%
2	参加したことがない	118	29.4%
3	無回答	11	2.7%
	合　計	402	100.0%

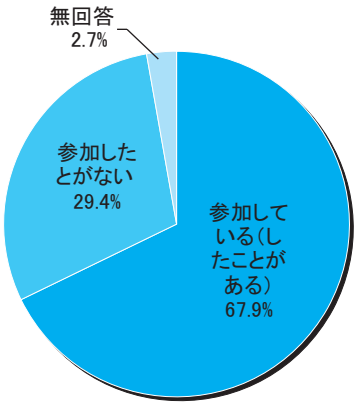

［問13で「1.参加している（したことがある）」と回答された方への質問］、地域でどんな活動に参加しています（いました）か（あてはなるものすべてに○）

	選択項目	人数	構成比
1	自治会	196	36.3%
2	PTA・子ども会	65	12.0%
3	女性の会	15	2.8%
4	老人クラブ	40	7.4%
5	趣味や娯楽のサークル	83	15.4%
6	地域の祭りや運動会	113	20.9%
7	消防団・防火活動	15	2.8%
8	その他	13	2.4%
9	無回答	0	0.0%
	合　計	540	100.0%

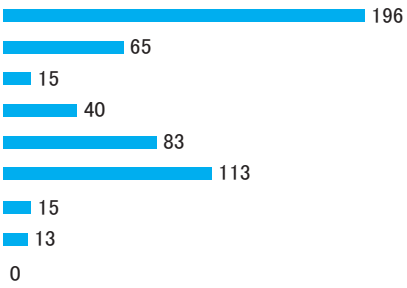

［問13で「2.参加したことがない」と回答された方への質問］、
地域での活動に参加したことがない理由は何ですか（2つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	忙しくて参加する余裕がない	55	36.2%
2	転居したから	4	2.6%
3	人間関係がわずらわしい	24	15.8%
4	参加する方法がわからない	10	6.6%
5	地域での活動を知らないから	22	14.5%
6	自治会に加入していないから	2	1.3%
7	興味がないから	24	15.8%
8	その他	6	3.9%
9	無回答	5	3.3%
	合　計	152	100.0%

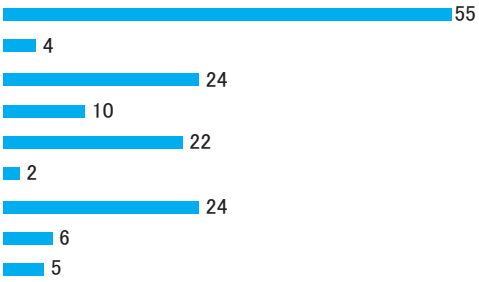

問14　地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか（3つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	災害や緊急事態が起きたときの助けあい	298	29.2%
2	ごみ収集など日常生活における協力	126	12.4%
3	高齢者や障害者の生活を見守ったり支援したりする	139	13.6%
4	子どもの成長を見守ったり支援したりする	77	7.6%
5	リサイクル活動や環境美化の活動	34	3.3%
6	地域の行事やお祭りなど交流の場	44	4.3%
7	向こう三軒両隣のような関係（人間関係を育む）	95	9.3%
8	地域や郷土の伝統文化を守ること	20	2.0%
9	防犯や安全・安心への活動	160	15.7%
10	その他	3	0.3%
11	特にない	8	0.8%
12	無回答	15	1.5%
	合　計	1019	100.0%

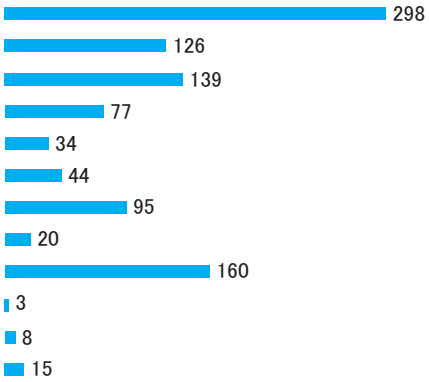

問15　地域福祉の推進を図るために諸活動を行っている光市社会福祉協議会をご存知ですか

	選択項目	人数	構成比
1	知っている	276	68.7%
2	知らない	115	28.6%
3	無回答	11	2.7%
	合　計	402	100.0%

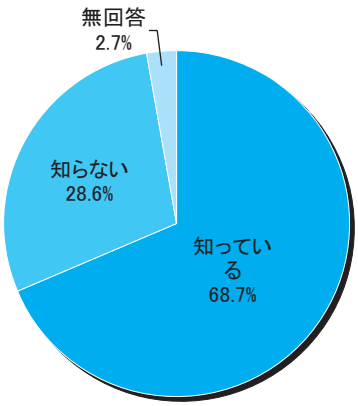

［問15で「1.知っている」と回答された方への質問］

問15-(1)　光市社会福祉協議会のどのような活動を知っていますか（ご存知の活動内容すべてに〇）

	選択項目	人数	構成比
1	福祉員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動	165	12.8%
2	ふれあい・いきいきサロン活動の推進	96	7.4%
3	相談窓口（心配ごと相談、無料法律相談など）	127	9.8%
4	にこにこサービス（掃除、買物、洗濯などの家事援助）	50	3.9%
5	給食サービス（市内に身内のないひとり暮らし高齢者を対象）	102	7.9%
6	地域福祉権利擁護事業（判断能力の不十分な人への日常的金銭管理）	32	2.5%
7	ボランティア活動（ボランティアセンターの運営、育成及び支援、福祉教育）	86	6.6%
8	ジュニア福祉員活動（小学生による福祉活動）の推進	63	4.9%
9	ふれあい・健康フェスティバル、チャリティー行事などの市民参加イベント開催	115	8.9%
10	福祉用具等の貸出（車いす、歩行器、杖、福祉車両など）	113	8.7%
11	介護関連事業（介護保険事業所、ヘルパー養成講座など）	69	5.3%
12	善意銀行（香典返しの寄付など）	137	10.6%
13	広報啓発事業（社協だより、ホームページなど）	132	10.2%
14	無回答	7	0.5%
	合　計	1294	100.0%

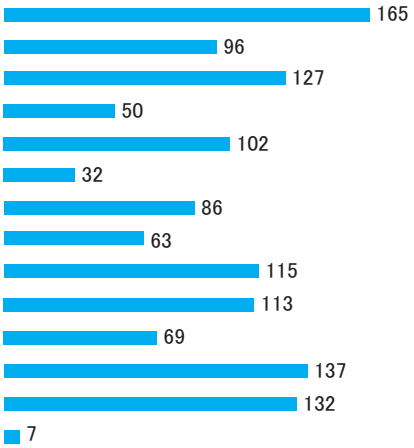

問16　市内の各地区（8地区）に地区社会福祉協議会がありますが地元の事務局（場所）及び活動内容をご存知ですか

	選択項目	人数	構成比
1	事務局（場所）も活動内容も知っている	82	20.4%
2	事務局（場所）は知らないが、活動内容は知っている	68	16.9%
3	事務局（場所）は知っているが、活動内容は知らない	50	12.4%
4	事務局（場所）も活動内容も知らない	170	42.8%
5	無回答	32	8.0%
	合　計	402	100.0%

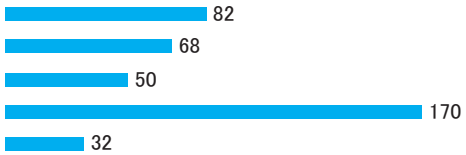

問17　あなたの自治会に福祉部（福祉活動を推進する組織）はありますか

	選択項目	人数	構成比
1	ある	137	34.1%
2	ない	35	8.7%
3	わからない	205	51.0%
4	無回答	25	6.2%
	合　計	402	100.0%

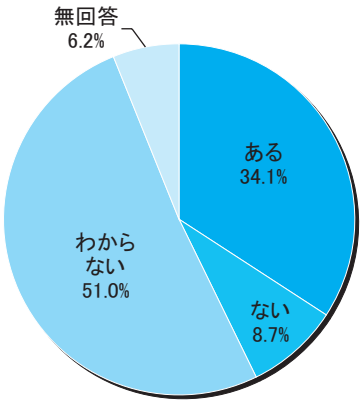

［問17で「2.ない」「3.わからない」と回答された方への質問］

問17-(1)　今後、自治会に福祉部のような組織が必要になってくると思いますか。

	選択項目	人数	構成比
1	そう思う	173	72.1%
2	そうは思わない	52	21.7%
3	無回答	15	6.3%
	合　計	240	100.0%

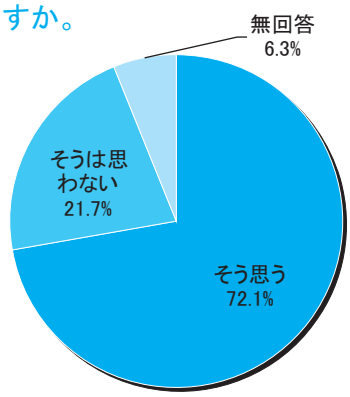

問18　ボランティア活動に参加していますか

	選択項目	人数	構成比
1	参加している	65	16.2%
2	過去に参加した	67	16.7%
3	参加したことはない	237	59.0%
4	無回答	33	8.2%
	合　計	402	100.0%

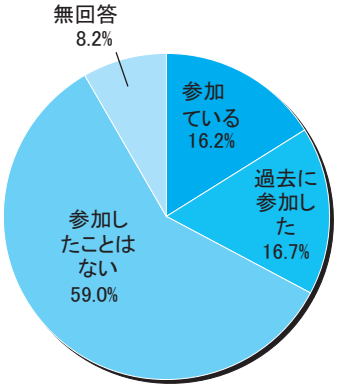

［問18で「1.参加している」「2.過去に参加した」と回答された方への質問］

問18-(1)　参加している（参加した）、ボランティア活動はなんですか（活動したすべてに○）

	選択項目	人数	構成比
1	高齢者への支援	51	26.7%
2	障害者への支援	26	13.6%
3	子育て支援	14	7.3%
4	保健・医療分野	4	2.1%
5	社会教育分野	17	8.9%
6	環境分野	57	29.8%
7	災害時の支援	10	5.2%
8	その他	10	5.2%
9	無回答	2	1.0%
	合　計	191	100.0%

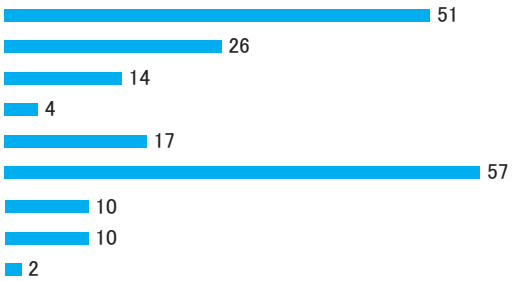

［問18で「3.参加したことがない」と回答された方への質問］

問18-(2)　参加してみたいボランティア活動は何ですか（あればすべてに○）

	選択項目	人数	構成比
1	高齢者への支援	49	14.2%
2	障害者への支援	27	7.8%
3	子育て支援	32	9.3%
4	保健・医療分野	20	5.8%
5	社会教育分野	11	3.2%
6	環境分野	44	12.8%
7	災害時の支援	56	16.2%
8	その他	7	2.0%
9	特にない	80	23.2%
10	無回答	19	5.5%
	合　計	345	100.0%

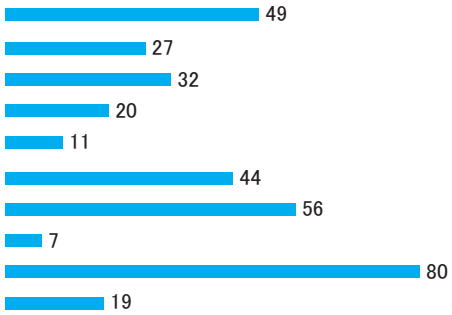

問19　地域福祉を推進するために、あなた自身の役割として重要だと思われるものは何ですか（2つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	隣近所との親密な関係を持つ	210	32.9%
2	地域内でのボランティア活動に積極的に参加する	118	18.5%
3	地域内での趣味を活かした交流活動に参加する	68	10.7%
4	多彩な価値観の中で、お互いを尊重し合う	122	19.1%
5	地域課題を自分に当てはめ、共有し合う	79	12.4%
6	その他	12	1.9%
7	無回答	29	4.5%
	合　計	638	100.0%

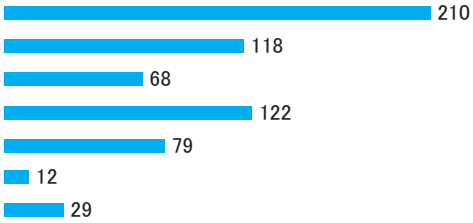

問20　地域福祉を推進するために、行政の役割として重要だと思われるものは何ですか（3つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	福祉活動の意義と重要性をもっと知らせる	134	14.3%
2	ボランティア活動などを行う拠点の場を確保する	53	5.7%
3	福祉活動への資金的な支援を行う	77	8.2%
4	個人の趣味や活動を活かせる場所を提供する	61	6.5%
5	地域で活躍されている方の連携づくりの手伝いをする	58	6.2%
6	福祉活動に携わる人を育成する	85	9.1%
7	福祉活動への相談、支援のしくみを充実していく	101	10.8%
8	学校教育や社会教育での福祉教育を充実していく	75	8.0%
9	困っている人と、助けることのできる人とをとりもつ仕組みづくりや情報の提供をする	158	16.9%
10	地域における福祉サービスの向上を図る	94	10.0%
11	その他	10	1.1%
12	無回答	30	3.2%
	合　計	936	100.0%

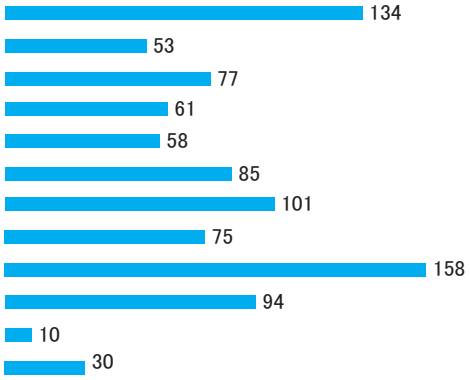

問21　地域福祉を推進するために、社会福祉協議会や社会福祉施設などの役割として重要だと思われるものはなんですか（3つまで〇）

	選択項目	人数	構成比
1	活動内容を積極的にアピールする	187	18.8%
2	専門職員などの人材の確保、育成に努める	117	11.7%
3	サービスの質の向上に努める	76	7.6%
4	地域に開かれたサービスを行い、地域との密接な連携を図る	119	11.9%
5	気軽にサービスが利用できるように努める	221	22.2%
6	住民からの信頼の確保に努める	76	7.6%
7	利用しやすい施設などの充実を図る	163	16.3%
8	その他	5	0.5%
9	無回答	33	3.3%
	合　計	997	100.0%

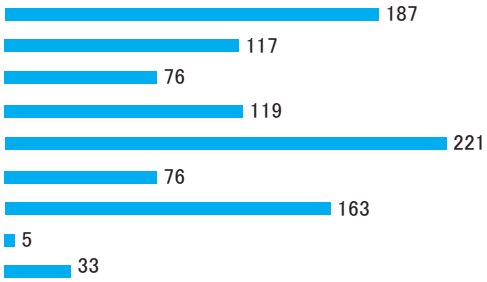

第２期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画

発行日　平成２４年３月
発　行　山口県光市・社会福祉法人 光市社会福祉協議会
編　集　光市福祉保健部社会福祉課
TEL 0833-74-3000
URL http://www.city.hikari.lg.jp

社会福祉法人 光市社会福祉協議会
TEL 0833-74-3020
URL http://www.hikari-shakyo.or.jp

〒743－0011　山口県光市光井二丁目２番１号
光市総合福祉センター「あいぱーく光」